

令和4年第2回大洗町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年6月14日（火曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（12名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	8番	和田淳也君
9番	海老沢功泰君	10番	勝村勝一君
11番	坂本純治君	12番	菊地昇悦君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	秘書広報課長	小沼敏夫
まちづくり推進課長	海老澤督	総務課長	清宮和之
税務課長	磯崎宗久	住民課長	五上裕啓
福祉課長	小林美弥	こども課長	佐藤邦夫
健康増進課長	本城正幸	生活環境課長	大川文男
都市建設課長	岡村正巳	上下水道課長	田中秀幸
農林水産課長	中崎亮二	商工観光課長	長谷川満
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	生涯学習課長	深作和利
消防次長兼 消防総務課長	二階堂均	会計管理者兼 会計課長	米川英一

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。傍聴人の皆様へ申し上げます。

今年3月に開催いたしました第1回議会定例会では、新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、議場内での傍聴をご遠慮いただいておりますが、今定例会は、マスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をお願いした上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど、宜しくお願いいたします。

なお、私と局長はタブレットを使用して会議を進めさせていただくのとあわせ、インターネット上でのライブ配信を職員対象に行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は12名であります。

これより令和4年第2回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、6番 小沼正男君、7番 今村和章君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（飯田英樹君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。今日は、3点にわたって質問させていただきます。

まず初めに、通告にありますように地震、震度計についてであります。以前から大洗町の地震発生時にですね周辺より低いというようなことが言われております。これこのまま放っておくとですね、行政不信といいますかね、そういうものにも結びついていくという可能性もありますのでね、どこかできっちりとこの震度の在り方について、けじめをつけるというわけじゃないですけどもね、はっきりさせて、その震度がね正しく公表されているんだということを示す必要があるというふうに思うんですね。今年の町の広報5月号にですね、これ持ってきましたが、地震発生に伴う大洗の震度についてという記事が載っております。この記事を見ますとですね、改めてこういう記事載ること自体がね、この震度に対する関心が、あるいは不審といいますかね、こういうものが高いということで、これを何とか理解してもらいたいということで、その状況と今後町がどう進めていくのかということが手短かに書かれていると、そういう内容になっています。そこで、この記事も短いですが、なかなか内容まで十分にわからない部分がありますので、これに基づいてまず伺いますので、お答えをしていただきたいと思います。

それで、この記事の内容のなかで3月16日に発生した地震、震度3、町民の皆さんから多数のお問い合わせや意見をいただきましたというふうに載っております。これですね、どんな意見があったのか、問い合わせはどんなことがあったのかということをもまず伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） それでは、菊地議員のご質問にお答えいたします。

まずですね5月号の広報紙に載ってですね、多数の問い合わせをいただきましたということで記載のほうをさせていただきました。

これについてはですね、やはり以前から大洗町の震度というのは、ほかに比べて低いんじゃないかと、そういうような問い合わせが多かったことでございます。まず、基本的にですね地震の震度について、基本的なことについてちょっとお話をさせていただきます。

まず、地震の震度なんですけども、過去ですね平成8年3月まではですね気象庁の発表というのはですね、体感や周囲の状況から判断して発表していたというような形となっております。しかしですね、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓としましてですね、全国的に地方公共団体に震度計を設置していったというような状況でございます。そのようななかですね、茨城県においてもですね、茨城県が平成8年度に全市町村の市町村庁舎の敷地とか消防本部敷地などにですね、気象庁が示す設置基準を満たすことを確認して設置したというような経緯がございます。平成8年ですと平成の大合併の前ですので、県内で80いくつ市町村があったと思いますが、そこに設置したということがございます。

今現在ですね、気象庁が発表しているですね震度計というものがですね、県内にはですね104カ所ございます。そのうち県の管理が79カ所ございまして、大洗町の震度計についてはそのうちのー

つということになっております。その震度計でございますが、県のほうでですね毎年、保守点検のほうを行っております、数値については問題がないことを確認しておりますので、あくまでも大洗町の設置してある消防本部の所の震度計の震度ということになりますが、その数値は正しいということになっております。ただですね、やはり先ほども申し上げましたが、問い合わせ等ございますので、今ですね、ちょうど県のほうで震度計の入れ替えというか、機器の入れ替えですね、そういうものを検討しております、そのなかでですね大洗町のほうでもこういう問い合わせもございまして、移設の方向で今、県、あと気象台などとの調整を今行っております、移設を考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） まず、今伺ってですね、阪神・淡路大震災まではね、震度計じゃなくて体感で震度いくつということやられてたということが、まず驚きですよ。そうなりますと、やはり人によってその揺れの感じ方が違うということで、いろんな差が出てくるということも当然かと思うんですよ。これがしっかりと震度計というものが設置されたわけですから、機械によって測定するということでは、人による体感の差がなくなるということでもあります、さて、その大洗町で3月16日に発生したそれがどんな問い合わせがね、大体大まかに、細かく全て説明はいりませんが、特徴的なのはどんなことだったのかということ、これをまずもう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

問い合わせの内容でございますが、全て基本的に震度が、あの時はですね3月16日、最大震度がですね宮城県で6強ですね。県内でも最大で5弱というような数値でございました。大洗の震度の発表が3ということになっておりましたので、3というのはいないんじゃないかというような問い合わせでございました。

この時のですね地震の内容についてもちょっとお話をさせていただきますと、地震が起きた場所については福島県沖で、マグニチュードが7.3ということになっております。震度の発表方法については、先ほどもちょっと申し上げましたが、今はですね機器で震度のほうを計測して発表しております。そのなかでですね、計測震度というものを機器のほうで感知しまして、それが例えば3.いくつとか2.いくつとか、少数点第1位まで出ます。その時がですね、大洗町については計測震度として3.4という数字が出てます。3.4という数字が出ますと、ここが四捨五入という形で発表されますので、大洗町は震度3ということになりました。またですね、県内で一番大きかったところが5弱と、先ほど申し上げましたが、そちらの場所については継続震度として4.8という数値となっております。4.8ということで5弱という発表になっております。

また、近隣のですね震度計がある場所についてもちょっと紹介させていただきますと、ひたちなか市ですね山ノ上町というところ、海門橋を渡ってですね那珂湊第一小学校、け沿いのちょっと高台の所に震度計がありますが、そちらについては大洗町先ほど言いました3.4に対して、こちら3.6ということで、こちらの震度の発表は4という形になります。またですね、水戸市の栗崎町にあ

る震度計がありますが、こちらはですね51号の都炉美煎があって、その少し左側のほうに入った稲荷第二市民センターというところがございます。そちらに震度計がありますが、そこは大洗町が計測震度3.4に対して4.6ということで、こちらは5弱というような結果になってございます。

このようなことで、話は戻りますが、問い合わせについては、ほぼ全て、大洗町で震度3というのはないんじゃないかというような問い合わせでございました。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 震度計の測定値によってね、大きく1という差が生じるということは非常によくわかったんですね。そこでですね、この広報によりますとですね、地盤等の影響によって計測される震度が隣接する市町村と差が生じることがありますというふうになっております。あえて傍線引かれている、強調しているわけですが、このことはね、大洗町でも以前から言われてる言説であります、言われてますが、大洗町は堅い岩盤の上にあると。だから揺れが低いんだというふうな説でありますよね。そこでですね、この地盤等の影響によってということ、表現は、このことを指しているのかどうか伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

地盤ということですが、先ほども申し上げたとおりですね、近隣の地震震度計と差がもちろん生じるわけですが、そこはもちろんその地盤の揺れということでございますので、大洗町の消防本部の入口の所にある地盤が揺れづらいということになります。ただですね、大洗町内においてもですね、いろんな地盤がございまして、それによって大洗町全体が揺れにくいかというと、そういうことではないかと思えます。今度、先ほど移設のほうを検討してまして申し上げましたが、国土地理院のほうでですねホームページに掲載してあるんですけども、その移設をする際ですね、設置基準でのなかで参考にしてくださいというものがございまして、治水地形分類図というものがございまして、そのなかでですね2カ所ですね、川だったところとか、沼だったところとか、そういうところには設置しないでくださいというような基準もございまして、なので、そういうものを見ますと、やはり揺れにくい、揺れやすいという部分はあるかと思えますが、一概にはなかなか難しい部分がございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 岩盤についてはね、これもう少し研究しなきゃいけないと思うんですけども、もう一点ですね、この記事から伺いたいのは、新しく震度計を設置するというふうに言われましたが、この震度計を設置する場所によっては逆に震度が高く計測される可能性がある。したがって、今言われたように国土地理院のアドバイスとかね、設置基準とかね、そういうものを含めて県や国との協議を慎重に進めながら設置したいという話だと思うんです。これをね、この文を読むとですね、そしたら、今の設置場所は、逆に震度が低く計測されているという可能性もあるということにもなってくるのかなと。したがって、町民がね3月の地震においても低すぎるんじゃないかというふうな気持ちを持つというのも、的外れな話ではないのかなというふうにも捉えることができ

るんですが、この点についてはどう受け止めますか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

それではですね、先ほどですね近隣の市町村の震度計の数値についての説明をいたしました、例えばですね先ほど言いました那珂湊第一小学校にある震度計でいいますと、ここ数年のですね数値のほうを確認させていただきましたが、こちらについてはですね大洗町の震度計よりも0.5高く出てるのが最大でございました。またですね、大洗町の震度計よりも0.5低く出てる時もありました。またですね、先ほど言いました稲荷第二市民センター、水戸市の栗崎町でございしますが、こちらについては大洗町の震度計よりも低く出た数値はございませんでした。高く出た時で計測震度で1.2高く出たというような数値もございました。またですね、この震度の発表の方法でございしますが、大洗町についてはですね震度計が一つしかない、その数値が気象庁の発表の震度になります。複数ある市町村もございしますので、複数ある市町村については、例えば水戸市なんかでいいますと震度計4カ所ありますので4カ所ある最大の震度とその市町村の発表震度ということでテレビ等で発表される震度となっております。先ほどひたちなかの震度計いいましたが、ひたちなかではほかにもやはり震度計がございまして、先ほど言いました那珂湊第一小学校の震度計はほかと比べるとひたちなかでも低くなるので、ここが採用されることはなかなか少ないようで、ほかの震度計の最大震度で発表しているというような状況でございします。

そういう状況でございしますので、確かに全体的に見ると大洗町の震度計は低く出ている傾向にあるということは事実でございします。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 震度計も古くなりましてね、茨城県も新しい震度計を設置するというそういう予算も示されたようであります。これはね、町民にやはりしっかりと理解できるように、設置場所をね、先ほど言いましたように十分な精査をしながら新しいところへ設置するという、と同時にですね、今ある震度計もなくさないでですね、複数設置しているところもありますので、同時併用しながら震度測定を行うという方向に進むことがいいのではないかというふうに思いますが、その点もう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

菊地議員のおっしゃるとおりですね、今の震度計のほうもですね、機器が古くなってきているので入れ替えというようなことを県のほうでも考えておりますが、今現在使用しておりますので、私のほうとしてもですね、そこはですね残せないかというようなことで県のほうには話しております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非そうしたほうがいいと思います。これまでね、いくつかの問題、岩盤とかね、設置場所についていろいろ伺ってきましたが、そこで残されている疑問点は、先ほども申

し上げましたが、大洗町は本当に堅い岩盤の上にあるのかどうかというところが一つあります。これはね、私たちにはわかりません。やはり地質の専門家の説明によってですね、科学的な根拠を得てですね、やっぱり見ていくことが大事ではないかというふうに思うんですが、これが町民のね納得にもつながるんじゃないかというふうには思います。この岩盤の調査について、しっかりとやっていくべきではないかと思いますが、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

専門家で科学的根拠を調べたらどうかということかと思いますが、こちらについてはですね、そもそも、地層等を調べる専門家の方々いるかと思いますが、この震度というか、揺れに対してのこの場所が揺れる・揺れないというのが詳しくわかる方がいるかどうかというのは、すいません、私勉強不足でちょっと今のところわかりませんが、ただですね、先ほども申し上げたとおりですね、国土地理院等で、ちょっと私も手元で申し訳ないんですけども、このような図面等もございますので、こういうものをですねまずはですね住民の方に周知していくのも一つなのかなということでは思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、地図を示されましたけどね、それをきっちりと読み込む能力っていうかね、知識があればいいんですけども、それをまた住民にきっちりと伝えられるような知識がなければ、なかなか伝わらないということがありますのでね、あえてここは行政側に対する発表の仕方への不信がありますのでね、第三者であるそういう専門家の意見というものをしっかりと受け止めてですね、それを町民に情報として提供するという事は、私はこの問題を理解する上では、とても一つの鍵になるんじゃないか、大事なことではないかというふうに思います。改めてそういうことは、検討してもらいたいなというふうに思います。宜しいですか、それで。もう一度。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

専門家の方がですねいるかどうかとか、その辺はちょっと私のほうで勉強させていただきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） もう一つはですね、町ではね様々なイベントが行われてますね。行われてきました。これから今年も行われます。そういうイベントの中で、一度はね震度が体感できるような車両っていいですかね、テレビニュースなどでも報道されております。そういうイベントで、そういうものを町民の方に体験していただくということが考えてもいいのかなと。それは何よりも防災意識の向上なんですね。こういうこともやられておりますのでね、そこら辺も私、考えていったらどうかというふうに思うんですが、この点についてはどうですか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

イベント等で体感ということですが、その辺もですね、そもそもできるかどうかについてですね、ちょっと勉強させてもらえればと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この質問最後になりますけれども、いろいろとね課題が出てきております。これはね、ずっとやはり行政の不信というものが、これをねどっかで払拭しないとならない課題です。大洗の震度が低いのは、こういう声もあるんですよ。大洗には原子力施設があるから、あえて低くしてるんだというようなことも、一人二人の話じゃないですよ、そういう話もあります。ですから、しっかりと科学的な根拠に基づいてね、しっかりとこれは、そんなことはないということも含めて、これに対応してですね、もうこの震度が低い高いの、どっかでもう本当にけじめつけるような取組をねやっていくことが大事じゃないかと思うんですよ。これについては、最後に町長はどのようなふうに考えますか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からのご質問は、震度論争にそろそろ終止符を打てということで、いわゆるその震度論争から始まって行政不信につながるんじゃないかと、まさにおっしゃるとおりでありまして、私も同感です。

じゃあそもそもその震度ってのはなぜ公表されるんだろうということなんですけど、あの震度公表を受けて、今、我が町としては公表されるたびに、今、菊地議員が言われる行政不信と申しますか、そこまではいかなくも震度計に対する不信というのが生まれているのは私自身も把握をいたしております。いろいろ課題がございますけども、じゃあ何が問題かということなんですけど、私どもとしては、あの地震が起きた時にしっかりとこの安全を提供できる環境ができているかどうか。低位の震度であるならば何ら問題はないんですが、大きい地震きた時にどうするんですかと、ここが一番私どもとしては重要視しております。しかし、今、行政に求められるもの、多くのものが求められております。よくここでも議論になっておりますが、安全と安心は全く違うところにありますので、安全性は担保されても皆さんの安心感が得られていないというのが今の現状だということなので、私どもは極めて難しいところではありますけども、安心感までしっかり担保していかなければならないということです。

先ほど阪神大震災前の話で、体感でみんな物を言ってるというような話で驚かれたという菊地議員の感想がございましたけども、大体の方は自分の体感で震度、例えば3と発表された時に、いやああれはこの間の5と同じだよっていう、自分の体感で皆さん方、物を言われているというような現状がございますし、また、大洗町が震度3でほか5ならば、これはおかしいよと、二つの情報によって今のような環境が生まれているというふうな認識を私どもも持っておりますので、じゃあそこをどうするんだということで先ほど課長からいろいろと申し上げました、お答えさせていただきましたけど、震度計を移すというよりは新たに今度、移築をするとか、新たに構築をするということになると思いますが、そこで一番問題なことは、これは誰もがわかる話ですけど、じゃあ震度3のところ本来、周りが今、震度5で大洗が震度3だから問題だと。しかし今度、大洗が震度5で周りが3

だったら、皆さん方どのようにお感じになるかと。だからこれはもう、設置してみないとわからないということで、私は簡易的に設置をして、いろいろ測りながら平均値が求められるような、ほかと肩を並べられるような、まあしかし、これ、恣意的にやってもいけない話なんですけど、大体ほかと同じような、体感的にも同じような100点満点というか、最大公約数が取れるところを探すという方法論があるのかどうか聞きましたら、これは全くできませんと。まず、しっかりと今の基準に基づいた形で、もうコンクリートで固めるなり何なりして設置をして、もうほかに移設できないような形で設置をした上でそこで測るしかない。じゃあその試掘掘りじゃありませんけど、試験的にいろいろできるのかといたら、これもできませんということで、非常にこのところ頭悩ませております。もう専門家の皆さんも、どこに設置したらいいか、先ほど課長が冒頭お答えいたしましたように、かつて川であったところとか沼であったところとか、そういうところについては設置しない。この例えば、先のかねふくさんがある辺りだったら、当然これは埋め立て地ですから、ここには設置しないということはわかるんですが、ほかの地域どこがいいのかということになると、これが私は非常に問題となってきますので、少し時間がかかっても最適なところを求めていく。それから、今のこの公表の仕方というのは、一番高いところを出してますんで、もしいくつか設置しても、必ずその高いところ、仮に今、消防本部の所にありますけど、仮に祝町なら祝町、小学校の近くに作ったとして、ここがいつも大きな数値が出れば、ここにある震度計というのは無意味になってしまいますし、無意味とまではいいませんが、公表においてはあまり意味をなさないものになってきますから、この辺のところも考慮入れなければならないと、いろいろ総合的に勘案して、そもそも震度計の役割とは一体何ぞやというところに私は着目して、もう一回原点に戻って専門家の皆さん方といろいろキャッチボールをしながら最適なものを求めていきたいと。結論から申し上げれば、菊地議員がご指摘のように今のままでいいとは当然思っておりませんので、皆さん方の安心感を得られるように、皆さん方が、しかし求められる数字ということ、求める数字ということが必ずしも出るわけじゃないし、そこに意図するということも、これもまた恣意的なものになってしまいますから、ここも気をつけなければならないと思っております。

それから、これは以前、小沼議員からもご指摘をいただきましたけど、私は一番問題だと思っておりますのは、実際の被害が出ることだと思っております。それはなぜならば、仮に周りが震度5で大洗が震度3、そして家屋が倒壊したり損傷を受けた時に、保険適用受けられなかったと。これは周りが5なのに、周りの市町村では全く被害ありませんよと。大洗だけ震度3なのに被害受けるっていうことは、これは地震による被害ではなくて、皆さん方の建築上の、すなわちいろいろな構造上の問題じゃないですかということで、保険が請求した時に給付が受けられない、そんなことになってしまったらどうすんだっていうこともありますので、私はここもしっかり専門家の皆さんと協議しながら、しっかりと適正なものが出て、給付がしっかりと受けられなければ、これもまた皆さん方に当然不利益を被る話でありますので、この安全と安心、この二つの側面に立って私どもしっかりより良いものを求めていきたいと思っておりますので、またいろんな声をいただいて、特に今、最後にお話いただいた原子力施設があるからこういうふうにしてるんだとか何とかっていう話、私もそれ

も耳にしておりますので、決してそんなことはありませんし、じゃあ震度計が間違っているのか、皆さんの言われていることがどうなのかっていう時には、当然今の震度計、全く正確に数値を出しておりますので、決して間違いじゃないことを皆さん方にお知らせをしながらより良いものを求めていきたいと思っております。

それから、最後にお話がありましたその二つのご提案ですけど、何か地質調査っていうの、これ、大洗町としてやるべきなのかどうかということもありますので、これは国のほうと協議しながら、いろんなデータがあるでしょうから、そういうデータをしっかりと私どもで収集をして、客観的にわかりやすく住民の皆さん方に伝えるという努力はしていきたいと思っております。

それからもう一つ、いろんなこのイベントなどで、特に今、eスポーツだとかそういうおもちゃとか何かそういうゲームですか、ゲーム機器使って体感するっていう、バーチャルな世界で何かリアルを体験するみたいなのがありますので、そういうものはなかなか面白い取組だと思いますし、子どもの教育にも役立ちますし、また、皆さん方が菊地議員ご指摘のように、防災に備える、常にこの災害はやってくるんだという、そういう防災意識の高揚ということにもつながるとするのは私自身も同感でありますので、そういうものもひとついろいろな意味で模索をしながら検討していきたいと思っておりますので、これからもどうぞ宜しくお願いしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 生活環境課長においてはですね、震度3の地震が発生した場合には、職場に駆け付けるというような生活環境課の大事な役目を果たされているということであって、まさに安心・安全の取組を取り組んでいるということで、大変敬意を表したいというふうに思います。今後とも宜しくお願いします。

次に、ごみ処理に関わる事業について伺います。

引き続きです、課長ですが、新しいごみ袋に交換してですね、その活用は、まさに100%ではないんですが、過大な心配するほどの混乱もなくスムーズに移行できているというようなことが昨日の説明でもあったわけであります。

私はその新しいごみ袋になってからの話じゃなくてですね、この前の段階ですね。ごみ袋、あるいはごみ処理券の取り扱っている商店などでそれらが売れ残った方がおられます。そういう状況であります、その残った状況などはどんなふうになっているのか、簡単でいいです。説明をお願いします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

まず初めにですね、昨日申し上げさせていただきましたんですけども、前のごみ袋が使用できるのが5月までということをごさいます、昨年4月から周知をさせていただいておりましたが、今月からですね新しいごみ袋での収集が始まりました。そんななかですね、先ほど議員のほうからも言っていたいただきましたが、大きな混乱はなく、100%ではございませんけども移行のほうをできているかなと思っております。このようなですね、やはり議員の皆様をはじめですね、住民の皆様のご理解、

ご協力があったのでございますので、この場を借りて感謝を申し上げます。

先ほどの質問のことでございますが、ごみ袋の状況ということでございますが、まずですねごみ袋の販売の流れについて説明させていただきます。

こちらについてはですね、まず町がですね委託手数料というものを払いまして、商工会のほうに販売をお願いしているような状況でございます。そして、商工会が販売取扱店、大体现在120件弱ぐらいあるんですけども、そちらから申し込みを受けまして、その小売店が商工会からごみ袋を購入し、そして住民の方に販売していただいているような状況でございます。その際ですね、ごみ袋の取扱店の皆様がですね、ごみ袋でいいますと1枚当たり4円の収入となるような形で販売をしていただいております。

ごみ袋の売れ残り等のことについてでございますが、やはりですね町が住民サービスの観点からですね、販売を始める時にですね、ごみ袋、処理券について最低一セット全種類の購入をお願いしている経過がございます。先ほど申し上げましたが、ごみ袋などがですね変更になることはですね、昨年4月から周知はしてはしておりますが、先ほど言った最低一セットの購入をお願いした経緯がございますので、その分については返金のほうをさせていただくというような措置をとらせていただいております。その返金についてもですね、商工会のほうでですね6月の1・2・3日、3日間でほぼ全ての販売店のほうについて返金の処理をしていただいたということでございます。返金額については約100万円弱ぐらいの金額で返金のほうはほぼ終了したというようなことでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そこでですね、ある商店では、スーパーがね取り扱い始めてから売上げががたんちと落ちたと、売れなくなっちゃったということで、そのなかでごみ処理券がね残っちゃった。これ高いですからね、そうそうそれで使うものでもありませんので、それが残っちゃったと。そこで、これ困っちゃった。1枚何百円もするような券ですから、これを既に前払いしているわけです。そこで、町にこれどうするんだと相談したら、5枚は買い戻しますよというふうな回答だったそうです。残ったのは自腹を切って欲しいというふうに言われて、これ大変納得がいけないというそういう声が寄せられました。これまではね、この商店は、ほかの商店もそうだと思いますが、町のごみ行政に対して協力するという、このごみ袋で大儲けしようなんていうお店なんか、まずないですよ。今も言われように、わずかなその利益を得るということですから。ですから協力できたら、町のために役に立つんならということで取扱店になった。そして最後にこれ、自分で損失を被れているのはね、やはり町への信頼の気持ちをもって協力してきたのに、一体何だというふうに今怒りの思いもあるんですよ。こういうことについては、どういうふうに受け止めているのか、そしてまた、5枚だけ買い取るというのはどういう理由からなのかということ、これ伺います。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

まずはじめにですね、ごみ袋のほうがですね有料化になったのがですね平成17年度からでございます。そこから小売店の皆様にご協力いただいて販売のほうをしていただいたと。先ほどの、やは

り大型店が販売できるようになってから収入が減ったというような形でございますが、大型店のほうがですね平成29年度の途中からですね販売を始めたというような状況でございます。

また、処理券5枚だけ戻すという理由でございますが、こちらは先ほども申し上げさせていただきましたが、5枚が最低一セットということで、一番最初に購入のほうをお願いしておりますので、5枚というような理由でございます。

またですね、やはりこのごみ袋等の切り替えに関しまして、1年前からですね小売店の方にも商工会を通じて周知のほうさせていただきまして、できれば計画的に購入のほうをお願いしていただくというような形となっております。確かに余った分についてそういう話もございますが、そういうような事前の周知、また、少しですけれども収入として販売のほうをしていただいているというようなこともございますので、それでご理解をいただければというふうに思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） この処理券、高いものがね5枚だけ引き取って、残りは自腹ということで、これまでもごみ袋は販売していったと思うんですけども、まさにそういう協力しながらわずかなその手数料をいただいたのに、それさえも吹っ飛ばすようなそんな状況ですよ。これでいいのかというふうに思うのは、商店からしたら当然だと思うし、私自身も話を聞いててですねそのように思います。もう既にお金払ってるんだから、町にはそのお金ありますからね、それで買い取ると、引き取るというようなことをやっても、これからの協力関係、信頼関係を築く上でも、これはもう既に新しいものに切り替わってますけども、それは実施したほうが私はいいいことではないかと、あるいは引き取るべきだというふうに思います。

もう一点はですね、新しい袋への移行が始まってますけども、この取扱店と町とのその販売契約、これがねしっかりとでき上がってないというふうに見受けられます。今みたいに残った場合はどうすんの、あるいは1セット単位という販売になっている、こういうものもしっかりと、後でね問題が生じないように、売買契約というもの、販売契約というものがなければね、その時のどうでもいいような解釈で運用されてしまうということになりますので、もう始まってますけども、これからそういうことをしっかりと契約をね交わすということが大事ではないかと思いますが、この点についてどう考えてます。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

最初にですね販売の流れというものを説明させていただきましたが、町のほうから商工会に委託して、商工会から小売店のほうに販売していただくと、で、小売店から住民の方に販売していただくというような流れになってございます。もちろんですね、町とですね商工会のほうで委託契約のほうを結んでおります。商工会のほうもですね、小売店の方とですね申込書等を受けて販売のほうをしてもらっているというような状況でございますので、今後ですね、先ほど議員のおっしゃったような、心配していただいたようなことが起きないようにですね、やっていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） あくまでもね、協力して販売してるわけですから、やっぱり商店に不利にならないような、そういう関係をしっかりと作っていくということが、今後のこのごみ行政をスムーズに展開する上ではとても重要なことではないかと思っておりますので、取り組んでいただきたいというふうに思います。

それでは最後に3点目ですけども、加齢性難聴への支援ということで質問に入ります。

これ、私、2020年3月議会でも一般質問で行っております。この難聴という症状がですね認知症になる最大の危険因子だと、国際アルツハイマー協会が発表している、このことを申し上げました。したがって、この危険因子を除くことが認知症対策として重要な課題であるということで、住民健診に聴力検査を行うこと、そしてもう一点は補聴器の補助支援に取り組んでいくことが大事ではないかということで進言したわけでありまして。それから2年たちましたが、この検討、いずれも検討するというようなご答弁でありましたが、今どういうふうな状況なのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員の質問にお答えいたします。

議員おっしゃいましたとおり、令和2年3月議会と同様のご質問をお受けしております。

その当時はですね、加齢性難聴、歳をとったことによって耳が遠くなるということなんですけれども、そちらで補聴器を必要としている方が実際どれぐらいいるのか、その把握のほうはまず先ではないかと考えまして、購入費の補助よりも先に聴力検査を実施し、その検査の費用を助成させていただきたい、そのことを検討したいと答弁させていただきました。

その後の経過でございますけれども、当時ですね、町で実施しております特定健診とか成人健診には聴力検査が入っておりませんので、それにプラス一検査追加してやったら手間じゃないんじゃないかということもいろいろ考えまして、関係機関に問い合わせいろいろいたしましたところ、やはり特定健診、成人健診に追加して聴力検査をするということができないと回答でしたので、今やっておられるがん検診とかそういったものと同じように、単独の聴力だけの検査ということで考えまして、65歳到達時に聴力検査を実施する方向で令和3年度の予算要求をいたしましたけれども、町全体の事業の優先度の兼ね合いで、その時は採択はされなかったということでございます。

またですね、令和4年度の予算要求時には、県内唯一、購入費の補助制度を設けております古河市を参考に、白内障手術後の矯正眼鏡等購入費補助と抱き合わせで1人1万円の補聴器購入費補助を提案いたしましたところですが、交渉するなかで補聴器って皆さん御存じだと思っておりますけれども、非常に高いもので、両耳で10万円以上になる、そういった高額な補聴器に対して1万円の補助をして、果たして本当に効果的な支援なのかと問われまして、私もその効果に疑問を感じてしまい、採択には至らなかった経過がございます。

老化に伴いまして耳の聞こえが悪くなると、それだけで認知機能の低下に直結するものではないんですけれども、やはり脳への外部からの刺激が減りまして、社会とのつながりを希薄化させ、認知症の進行につながるといわれていることは私どもも認識しておりますので、やはり形だけでな

くて実効性のある、中身のある施策というのは何か、今後もよく考えて、より効果のある施策というのを検討していきたい、それを継続していきたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 検査についてですね、2020年の質問の際にはですね、外国人の実習生の受け入れについては、この聴力検査が必須要件になっているということで、是非こういうものもあわせながらね検査していきたいというふうに答弁されました。やはりこの認知症をどう抑えていくのかということ考えた時に、様々な課題はあると思うんですよね。なかなかうまくいかない、考えれば考えるほど、金額が1万円でもいいのかという話、じゃあ何万円がいいのかって、全額補助出しているところなんかないですよ。東京都でも2万円とか3万円ですよ。だけでも、それがその方々の生きていく上での励みになるということですよ。そういうことで取り組んでいるということだと思うんです。私も以前は議会で白内障の手術が全額自己負担だった時代に、町で補助を出して、その白内障に苦しんでいる方を支援することが大事だということやって、それがゆくゆくは全部、保険適用なったんですね。そういうことにもつながっていくということで、この聴力障害についてもね、そういう方向に私は進めていきたいなと思っているんです。ですから、是非とも検査をね実施して、その把握に努める。じゃあ、把握しても実際が1人だったら駄目なのかっていうことですよ。何人いれば、じゃあ実施するのかって、その基準がないんですよ。1人だけだったら、そんなの関係ないって話ではないと思うんですよ。その人が認知症にならないように、どうやって手助けするかっていうことがポイントであってね、そういうことも含めて十分に検討していただきたいなと思うんですよ。

そこでですね、あわせて認知症対策として、課長は当時、障害者手帳の取得、これが一番いいんじゃないかというふうなことを私に教えていただきました。それを聞いてですね、その時は私は支援のほうが重要だと思って、あまり重要視しなかったんですけども、障害者手帳をいただくと、ほとんど9割が公的に行われて、自己負担は1割だというふうにされました。これはもう、聞けば聞くほど、それならばそっちのほうにもっと力を入れていくことが大事かなと、改めて思ったところなんです。是非そういう障害者手帳が取得できるような取組をすることが、これは一つポイントになってくると思うんです。これについてはどういうふうにして進められるのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 障害者手帳の取得に向けての取組ということなんですけども、聴力での手帳の取得というのは、やはりまず第一には専門の医療機関に行っていていただいて、診断を受けていただかないことには、そのスタートにはなりません。ある程度のやはり聴力が聞こえていないというレベルになってきて初めて医療機関のほうで診断書と、あと手帳の申請をしたらいかがですかという、そういったお勧めがあつて私どもの福祉課の窓口にはいらっしゃる方がほとんどです。やはり聴力の手帳を申請して受けている方というのは、大洗町で60名前後いらっしゃるんですけども、大体ですね、50人以上は60歳以上の方なので、やはり加齢性のその老化現象による難聴というのが、大いにここに関わってきているのかなというのは私どもも感じておるところです。その手帳の取得

を勧奨するのは、ちょっと福祉行政の立場で進めていいものかどうかあれなんですけども、その手帳の取得に至るまでの間に、やはり町民の皆さんに自分の聴力が今どの辺のレベルなのかっていうのを把握していただくことって私は大事だと思ってるんですね。なので、2年前の答弁の時にも、補助制度よりも聴力検査をまずやってもらって、自分の健康に興味を持っていただいて、そこから必要な方はそういった聴力のほうの補聴器のほうの話に進んでいってもらったほうがいいのかなって私は考えておった次第です。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） そういう答弁なればなるほどね、やはり聴力検査、検査ね、検査が大事になってくるってことですよね。それを抜きに、あくまでも今のお話だと、個人、個人でどうにかしてくれというような話に聞こえるんですよ。ですから、そういう方向に進むんならば、その前段として実際に聴力はどういう状況なのかというのは、やはり検査をね町として取り組んで、そしてその後に専門医にかかってですね、障害者手帳を取得できるような方向に手助けすると。これは手助けですからね、支援するということですからね、個人でそういう方法がありますからという話ではなくて、そういう導きを行政が行うことが認知症対策として必要ではないかということのを改めてね今のご答弁伺って感じたところであります。是非ともいろいろと協議したなかで、ほかの方々からそんなのはまだ早いというような意見もあったようではありますが、是非ね、そういうことも町全体で認知症をどう減らすかというそういう視点に立ってものを考えていただきたいなど。小林課長1人だけで判断できないような状況にもありますよね。やはり皆さんで、いつ認知症なるかわからないような状況にありますのでね、考えていただきたいというふうに思います。

もう時間ありませんので、町長に最後に伺うんですが、町長ね、今年も白内障で手術した後の方の、まあ見えなくなってきたんで眼鏡の支援をすると。そして歯周病についてもね、これを徹底的にやりたいというようなことで無料検診も行うということで、大変いいことだと思うんですよ。そこでね、口も目も大事にしているんですから、耳もね、耳のほうもね、是非ともこれ重視してね取り組んでいただきたいなどというふうに思います。これね、認知症の最大の危険因子だという、もう厚労省もいってるんですからね、ですから、まずそういうことをしっかりと踏まえてですね、支援対策をとっていただきたいなど、考えていただきたいなどというふうに改めてと思いますが、町長どういうふうに受け止めていますか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 日常生活の支援から認知症予防対策まで、幅広い分野にわたるご提言につきましては、私も同感です。

二つほど課題があると思っております。一つは持続可能性です。これ、菊地議員からいろんなご提言いただいておりますが、全て我々が体を酷使して何とかなる話ではなくて、財政措置をしなきゃならないということ。一過性のものとして終わらせてしまってはなりませんから、これから高齢化社会というのはずっと続く可能性もありますので、そういうところから考えますと、需要は落ちることはありませんから、その需要に対して非常に少子高齢化社会のなかで、どうやって財政状況をしっ

かりと確立をして財政措置を伴うことができるか、これは持続可能性ということが一つ重要なテーマになってくると思っております。やればすぐにできるかもわかりませんが、これなかなか今度やめるということができないわけでありまして、この辺のところを本当に持続可能なかどうか、今、簡単に予算付けするよっていっても、じゃあ今の大洗のなかで、同じパイのなかで予算付けするということは、どこかを削らなければなりませんから、その辺のことをふるさと納税の拡充だけではなくなかなかうまくいかないということもありますので、その持続可能性をしっかりと担保するということ。

それからもう一つは、果たしてその難聴の方々がどれほどこのことを望んでいるかっていうことも、それは理念的にこちら側からしっかりとそういう理念を掲げて、また、将来的な意味合いで補助金をつけるということは極めて有用なことだとは思っておりますけども、よく言われることは、この政策の押しつけであってはなりませんし、また、需要側、先ほど小林課長が申し上げたようにいろいろなこのデータを取りたいとか、現状をしっかりと把握したいというお話をさせていただきましたけど、まさに皆さん方がどうお考えになるか、もっともっと違うことを認知症に関しては補助してもらいたい、そういう思いもあるかもわかりませんので、この辺のところもしっかりしていかなければなりません。ただし今、何度も繰り返しになりますけど、菊地議員からご提言いただいたことについては、重要なことであると思っておりますし、私も現実この左耳が少し健康診断受けたんびに、何か低い、低と高とあって、低のほうが少し弱いよって言われて、でも日常生活に全く支障がありませんから、あまりそういうことは考えないんですが、でも先ほど課長が申し上げたように、自分のレベルがどうなのかということの一つその健康意識であるとか、自分のいわゆる体調管理であるとか、そういうものに意識掲揚につながっていくということがあると思っておりますので、段階的に、いきなり補助金ということではなくて、今申し上げたように健康診断のなかに組み入れるとか、そういうことは一つ前向きな検討をしながら進めていきたいと思っておりますので、またいろんな住民の皆さん方の声を、ここで発していただければと、代弁していただければと思っております。どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 財政のことがね、やはり一番、一番じゃないけども大きな課題として出てくるんですけどね、例えば1人2万円といたら1年間に10人やれば20万円ですよ。そのぐらいの予算なんです。東京都でだって、一気に全部やってるわけじゃなくて、上限何十人という形で2万、3万の補助をつけて支援するという形になってますのでね、そういうことも、あまり高額な何千万というような財政負担ではないと思うんで、その辺はよく考えていただいてですね、今、町長から前向きなご答弁いただきましたんで、是非頑張ってくださいと思います。ありがとうございました。小林課長、ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は10時45分を予定いたします。

（午前10時32分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時45分）

◇ 柴田 佑美子 君

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○2番（柴田佑美子君） 2番、公明党の柴田佑美子でございます。コロナ禍にあり、ずっと議会傍聴が中止となっておりますが、久々の傍聴が可能ということで、本日はお忙しいなか、たくさんの方に傍聴いただきました。ありがとうございます。

町の皆様の声をしっかり届けていくという思いで、今日は質問をさせていただきたいと思っております。3本にわたる質問になりますので、原稿のほう、ちょっと早口で読ませていただきますので宜しくお願いいたします。

まず最初に、物価高騰に対する対応について。

学校給食に地方創生臨時交付金の活用をということで質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の長期化並びにウクライナ危機による物価高騰の影響が学校給食の値上げにつながると懸念されています。5月27日付け茨城新聞の記事にも、「給食に物価高騰響く工夫限界、市負担も」とのタイトルで掲載されてありました。例えば調理用油1缶16.5kgの価格は、近年上昇を続け、3学期の平均価格は2020年度が3,126円、21年度は4,287円、本年度1学期は5,092円になる見込みで、さらに値上げされるという昨年から今年にかけ、給食の仕入値は平均で1割ほど上昇しているという記事でした。学校給食の食材費は保護者負担が原則の考えではあるものの、その考え方を維持しつつ、自治体の判断により保護者負担を増やすことなく給食を実施できるよう、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の枠組みを本町でも活用することを要望いたします。

去る4月1日に内閣府地方創生推進室より発出された「令和4年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱いについて」のなかにおいて、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金の活用が可能な事業例のなかにも、物価高騰に伴う学校給食に関する負担軽減が追加されております。また、各教育委員会等に対応を促進するため、4月5日に文部科学省より事務連絡も発出されました。

ここで質問いたします。新型コロナウイルス感染症の長期化、そして本年2月以降、ウクライナ危機により、原材料価格が値上がりしています。4月には政府が輸入小麦の売り渡し価格を17.3%値上げしたところでもあり、食材費の値上がりが懸念されています。そこで、学校給食の食材調達の現状と食材と予算のバランス等を含めた今後の見通しについて、学校教育課長にお伺いいたします。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 柴田議員のご質問にお答えをいたします。

学校給食の現場におきまして、多くの食材および調味料など価格は上昇している状況がございます。特にジャガイモであったりタマネギ、ニンジンといった、ほぼ毎日使用する野菜の価格が上がっている状況であります。また、油をはじめとする豆腐や油揚げなどの大豆加工品、また、牛乳なども微増しているというような状況でございます。

各学校におきまして多少のばらつきはございますけれども、4月の1食当たりの給食費で、多いところで約30円程度です値上がりを確認してございます。給食1食当たりに必要なカロリーであったり栄養素におきましては、国の学校給食摂取基準、こちらによりまして定められている状況でありますので、現在その基準をしっかりと保ちながら献立を工夫して対応しているのが現状でございます。

例えばですね、お肉を使用する場合、使用する部位を変更したりとか、値上がりした魚を別の種類にしたりとか、そのような形で対応しております。た、油の価格年上昇を受けまして、油物の回数を減らしたりとか様々な工夫をして、日々やりくりをしている状況でございます。

またさらに、給食が無駄になりませんように、学校での行事ごと、イベント、あるいは欠席人数のほうをですね的確に把握させていただいて、必要最小限の食数で提供できるように現状対応している状況でございます。

今後も食材費値上がり等、状況をしっかりと見極めまして、献立を工夫しながら給食費の予算内で対応できますように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 給食の献立の取組状況では、大変工夫をしながら取り組まれている様子がかがえました。

続きまして質問に移ります。質や量の低下を招くことなく給食提供を維持すること、高騰する食材費等の増額分を地方創生臨時交付金等で支援し、保護者負担を増やすことなく対応するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 柴田議員からのご質問にお答えいたします。

私からはですね、その臨時交付金の拡充された背景、それから、活用可能な事例、そして今回の検討の経過についてご説明します。

まず、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、少し名前が長いので臨時交付金と略させていただきますけれども、これまでですと感染拡大防止や医療提供体制の確保、それから事業継続支援などを主たる目的としてございました。このなかでですねコロナ禍において原油価格、それから電気、ガス料金を含む物価高騰の影響を受けた生活者、それから事業者の負担軽減を地域の実情に応じましてきめ細やかに実施できるよう、本年4月に臨時交付金が拡充されまして、コロナ禍における原油価格、物価価格対応分が創設されたところでございます。

活用可能な事例としましては、この原油価格、物価高騰に直面する生活者と事業者、それぞれの負担軽減に資する支援事業が対象となってございます。生活者の負担を軽減する事業としましては、

電気、ガス料金を含む公共料金の負担軽減、学校給食等の負担軽減、いわゆる子育て世帯への支援、それから事業者に対する燃料高騰の負担軽減など活用可能な事例が示されたところでございます。

本町では、この臨時交付金の趣旨に沿いまして、給食費負担軽減など子育て世帯の支援についても活用を検討させていただきました。ただ、この子育て世帯のなかにはですね、幼稚園や保育園に通う家庭の方や通園していない家庭の方、そういった方のほかにも高校生のお子様などいる家庭もありますので、必要な支援が行き渡らない課題も挙げられたところでございます。こうしたことから今回の臨時交付金につきましては、公平性の観点、スピード感のある支援が可能である水道料金の基本料金の減免を実施しまして、全世帯、全事業者への物価高騰へ支援を図るものでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 保護者負担の増に関するご質問に関しましてご答弁させていただきます。と思います。

現段階で給食費の増額は想定してございません。これまでですね消費税の増税であったり、価格の上昇等あった時にもですね、給食費の値上げをしなければならない状況の時も値上げをせずにですね、食材の補助といたしまして牛乳代であったり、米代の半額補助しながら現在の給食費を維持して対応している状況でございます。

また、ここ最近、価格の上昇が以前よりは落ち着いてきているというお話も聞いております。当面の間は、しっかりと栄養価を保ちつつ、献立等の工夫により、これまでどおり質・量を満たしたおいしい給食を提供できると学校給食現場のお話も聞いているところでございます。今後ですね、食材費等の高騰が学校給食の現場にどれだけ影響を与えていくのか、しっかりと価格の動向等を注視しながら、使用量、栄養価を落とさずに、万が一の時の財源等の確保も含めまして適切な対応をしてみたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） ただいま、まちづくり課長のほうからは交付金の決定に至る内容、内示を受け、公共料金の負担軽減、給食への支援、ガソリン・灯油等購入者への支援、漁業者・農業者への支援等、それぞれ検討した結果、公平性の観点、そしてスピード感を重視し、今回は水道料金基本料金の6カ月減免に決定したという説明がございました。大洗町自治体が小さい、そしてなかなかやはり他の自治体と比べますと交付金の金額も思うような金額はいただけないという状況にありますので、やはり町民全体に公平性の観点という部分では反対するものではないと感じました。ただ今後、質や量の低下を招くことなく給食費の保護者負担増加をせずに対応していただきたいという思いであります。今、学校教育課長のほうからは、しっかりと保護者負担の増加をすることなく町で対応していくという答弁をいただきましたので大変安心いたしました。

3問目に入ります。今般の食材費価格の高騰は、輸入食材に頼る状況に起因するものです。先の質問と相反する部分がありますが、地域、地元産の食材を採用することによって供給の安定化が図れるとともに、地域農・漁業の振興や食育の観点からも有用と考えますが、地元食材の活用状況は

現在どのようになっているのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 柴田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

地場産物は積極的に取り入れてございまして、昨年度の県の調査におきましては、大洗町で78.9%、県内5位の使用割合となっております。

地場産物の使用にあたりましては、町内の関係機関の協力をいただきまして取り組むことができている状況でございます。

週4回の米飯給食におきましては、日の出米のほうを使用させていただいておりますし、食育の取組といたしまして地元生産者の方々を学校にお招きいたしました「ふれあい給食」におきましては、子供たちが自分の住んでいる町を知ることができ、感謝の気持ちをもつことができるものと考えてございます。引き続き地場産物を積極的に活用いたしまして、食育活動を通しながら学校給食が子どもたちの将来の健康につながりますように、充実した学校給食の推進に努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） ありがとうございます。大洗町の学校給食の地産地消の現状を伺いました。地産地消率は78.9%と県内44自治体中5位ということです。大変努力されている状況を伺いました。今後も大切な子どもたちの食育向上のため、地域農・漁業振興のため、さらには子どもたちの郷土を思う心の醸成のために地産地消向上の取組をさらに続けていただきたいと思います、この質問を終わらせていただきます。

3問にわたり町長に答弁を希望しておりますが、最後に一括でも大丈夫でしょうか。はい。

じゃあ続きまして、まとめて答弁いただきたいと思います。ありがとうございます。

続きまして、見守り助け合いのまちづくり、認知症サポーターのいる店制度のさらなる充実をということで、先ほど菊地議員のほうからも認知症予防対策について質問がありました。私は予防対策も大事な取組なんですけれども、町中で見守りができる、そういう体制づくりをさらに充実していただきたいという質問です。

我が国の人口構造の推移を考えると、全ての団塊の世代が75歳以上になる2025年以降は、高齢者の急増から現役世代の急減へと局面が変化するといわれています。また、65歳以上の5人に1人がなるといわれている認知症、本年1月から2月、公明党は全国3,000人の地方議員が子育て応援、高齢者支援拡充、中小・小規模事業者に対するアンケート調査を実施しました。全国の7万7,422人の方に答えていただいた高齢者支援拡充アンケートでは、困っていること、心配に思っていること、複数選択可を伺ったところ、「自分や家族が認知症になった時」と答えた方が64%で、心配事・困り事の第1位との結果が出ました。ちなみに2位が「年金が少ないこと」52%、「健康の保持・増進」52%、次に「新型コロナウイルスに感染してしまうこと」51%と続きました。私は平成27年10月、町議会議員選挙において初当選させていただき、議員になり初めての質問は、平成28年第1回定例会でした。町のインフォーマルサービスの充実について質問させていただきました。公明党は初の国家戦力と

なる認知症施策推進総合戦略「新オレンジプラン」を2015年に策定させるなど、認知症施策を主導してきました。認知症サポーター制度もこの一環です。このサポーター制度をさらに活用し、認知症の方の見守りはできないものかとの思いで、先進地の取組を紹介し質問したのが平成29年第4回定例会、認知症サポーターのいる店制度です。養成講座受講修了者は認知症サポーターとなり、その方が銀行や郵便局のスタッフさんに、タクシードライバーさんに、商店街の店主の方などにより、町中で見守りができるという仕組みです。平成31年1月にステッカーが完成しました。これがステッカーです。認知症サポーターとは、何か特別なことをする人ではありません。認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人や家族をあたたかい目で見守る応援者です。その上で自分のできる範囲でサポーターとして活動しています。認知症サポーター養成講座で得た知識を生かし、近所で気になることがあればさりげなく見守る、町中で困っている人が手助けするということも立派な活動の一つです。

ここで福祉課課長に質問させていただきます。現在、認知症サポーターのいる店制度を導入している店舗があると思いますが、好事例などありましたら報告願います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） 議員の質問にお答えいたします。

町では、今ご紹介いただきましたとおり、認知症サポーター養成講座のほうを実施してございます。その講座でございますけれども、先ほど一覧表を見せていただいたんですけれども、過去の資料をひもときますと、平成20年頃から活動しております。その頃というのは、まだ認知症に対してさほど注目はされていなかった頃かと思われるんですけれども、町の包括支援センターの職員が町民からの受講要望に応じて対応しておりました。2014年ですね、平成26年でございますけれども、厚生労働省の報告書のなかで、先ほどもご紹介いただきました将来、2025年の頃には高齢者の5人に1人が認知症になるであろうと報告がありました。そのあたりから認知症対策というものに注力されるようになりまして、地域全体が認知症を正しく理解し、見守り体制を構築しよう、そういった現在の事業の形につながっております。

平成29年に介護事業所の職員、それから社会福祉協議会の職員など、民間の方の協力を得まして認知症を正しく認識し伝える隊、大洗ケアアドバイザー「認認隊」というものが結成されました。この認認隊の活動によって、現在、中学2年生をはじめ町内の各団体からの受講要望に対応し、令和3年度末までに延べ1,746人が認知症サポーター養成講座を受講しております。地域の住民に周知すべく、平成31年にステッカーが作成されました。ステッカーと同時にミニのぼり旗ですね、店舗の店先、カウンターなんか置いていただいて、このお店には認知症サポーターいますよっていう目印になるような、そういったものも作成いたしまして、31年以降、認知症サポーター養成講座を受講していただいた町内の金融機関に配布をいたしております。掲示のお願いをしておるんですけれども、なかなかちょっと確認がとれない、強制するものではございませんので、掲示のお願いはしておるところなんですけれども、今後も受講していただいた団体様には配布をする予定でございます。以上となっております。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 答弁ありがとうございます。現在、認知症サポーター養成講座受講修了者が1,746名になっているということで、いろいろな団体さんが受講していただいております。先日、課長のほうから受講していただいた金融機関さんに配布をしているというお話がありましたが、こちらは、県信さんで掲示していただいているものです。カウンターに掲示してありました。こういうものを、例えばシールですとか、こののぼり旗を掲示することによって、その認知症の方が来て、その対応をすることによって何か戸惑っている様子ですとか、そういうのをしっかり察知していただいて、スタッフの方がこういう場合はこういう対応をっていうことを講義受けておりますので、理解を深めるという取組みが各店舗、もしくは商店街さんに広がっていけば、もっとやさしいまちづくりが進むのではないかなという取組みです。

次の質問に入らせていただきますけれども、私は令和4年3月議会の総務常任委員会にて、認知症サポーター養成講座の受講者を増やし、認知症の方への理解を深め、町ぐるみで見守りを充実させるため、商工会さんとの連携を提案させていただきました。その連携といっても、社協さんですとか、講義をされる方、いろいろな状況があると思います。すぐには、やはりステッカーが31年に完成しましたが、それを普及させるということがやっぱり大変な取組なんだなという思いで今回質問をさせていただいたわけなんですけれども、その提案をさせていただいて参考にさせていただきますという答弁をいただいたかと思うんですけれども、その後の進捗状況と今後の町のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 福祉課長 小林美弥君。

○福祉課長（小林美弥君） お答えいたします。

これまでですね私どものほうでは、認知症に罹患された方というのは、よく行きがちなのか、よく立ち寄られる場所として、金融機関を対象に養成講座のご案内をさせていただいたところがございます。今後、これからは、さらに食料品なんかをやはり求めに立ち寄られるであろうコンビニであるとかスーパーへの働きかけを調整しておりました。3月の常任委員会で柴田議員より商工会へのアプローチをして各個店に認知症を正しく理解してもらい、見守りの目になってもらえたらいいのではないかと、そういったご提案をいただきまして、確かに地域全体の理解度アップのために、それは大変効果的なものだと私も考えましたので、これから認認隊との打ち合わせがあるんですけれども、その場所のなかで提案をしていきたいと考えております。

さらにですね、先日、町中で遭遇された方もいらっしゃるかと思うんですけれども、包括支援センターのほうを中心となりまして、認知症の高齢者に対する声かけ訓練「かけらっしょ」っていうのを大洗駅であるとか、郵便局であるとか、金融機関、スーパー、ちょっと半日ほどずらずらっとこようお邪魔いたしまして、包括の職員が認知症の高齢者の役をちょっと装いまして、オレオレ詐欺であるとか、また、訳のわからない会話をした時の対応の仕方を町民の皆さんに経験していただくっていう、そういった取組も、これも2年間温めてたいんですけれども、コロナ禍でなかなか実現できなくて、やっとなら、先日、第1回始まったところです。本当に偶然居合わせた方に声をかけて、その人も

やはりびくっとやはりされるんですけれども、そういった経験を踏まえて、認知症の方にどう接したらいいのかというのを町民の方にも知っていただく機会もございますので、こういった取組も継続的に進めていけたらなと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） ご答弁ありがとうございます。このコロナ禍で、例えば養成講座が開きづらかったり、また、人と人とが接することができない、高齢者の方の集まることができない、大変なこの何重苦にもそういう大変な状況が続いておりました。しかし、本当に、特に大洗町はお一人で住まわれている高齢の方、また、高齢の方お二人で住まわれている方、大変多い割合でいらっしゃいます。ですから、しっかり、私自身、今50代ではありますけれども、もう普通に毎年毎年歳を重ねて、もしかすると私も認知症になるかも、可能性は大でありますので、その大洗町がそういうやさしい町になったら本当に住みやすいんじゃないかなっていうことを考えております。大洗町も現在1万6,000人ちょっとぐらいですが、人口、これが大きな自治体でやっぱりやるっていうのは、なかなか大変な取組だと思うんですね。大洗町ならでは、この小さな自治体ならではできない取組なんではないかなということを感じました。本当に高齢になっても、たとえ自分自身が認知症になっても、住み慣れた地域でずっとその大好きな自宅で過ごせることが一番希望することであるし、私自身もそうありたいなっていうふうに思っております。しっかりこれ、町で普及させていただいて、何をやる、サポーターだから何かやらなくちゃいけないっていうことではなくて、皆さんで認知症というのはこういう症状が出ますよって、例えば忘れっぽくなっちゃっても、生活はしていけます。認知症になったからって、本当にすぐにその施設に入所しなくちゃいけないということでもありませんので、それを支えられる町中の人たちがいることによって、やさしいまちづくりが進むのではないかなと感じております。一応最後にまた町長のほうにいただきますので、最後3番目の質問に入らせていただきます。

町営墓地の環境の充実を、町営墓地に常設のトイレの設置ということで質問させていただきます。

1990年代の日本において、国民的人気を誇った姉妹がおりました。私も記憶に、皆さんも記憶に新しいと思います。名古屋市に居住していた、姉妹共に100歳を過ぎてもお元気で過ごされていた双子の姉妹、成田きんさん、蟹江ぎんさん。当時、きんさん・ぎんさんと呼ばれて知らない人はいなかったでしょう。今や人生100年時代といわれるようになり、厚生労働省発表の2020年日本人の平均寿命は、男性81.64歳、女性は87.74歳となっております。

前置きはこの辺にして、何年か前より、このような相談を受けておりました。「町営墓地にトイレがなくて困ってるんだよね。町でトイレを設置してもらえないだろうか」との声でした。常任委員会でも何度か取り上げられていました。予算の問題、設置後の管理の問題が課題であるなど、進展がありませんでした。私は要望をいただいた婦人宅に何度か出向き、お話を伺いました。そして、円心坊の管理者の方にもお話を伺いました。4、5年前に西福寺さん管理の円心坊が建て替えられたその時、同時に円心坊の前にあったトイレが土地の所有者さんの都合で撤去されたようです。そのため、靴を履いたまま使える、お墓参りに行った時に使えるトイレがなくなってしまい、大変苦慮

しているとのことでした。私は思いました。自分の感覚だと、年間で墓参りはお盆、お彼岸、命日です。しかし、婦人の話に耳を傾けると、月命日もお参りしているとのことでした。長年連れ添った連れ合い、ご両親、また、子どもさんなど、墓地は大事な家族との語らいの場所、心の安らぎの場所となっていることに気がつきました。また、高齢になると排尿障害、歩行障害なども現れます。現在、私の年齢は50代です。最近ちょっとトイレが近いと感じることがあります。ましてや70代、80代、90代の高齢の方は、出先でトイレがないということは大変ご苦労なことだと感じました。私は人生の先輩である方々に「お元気で長生きしてくださいね」と言葉を発することがありますが、先輩からは「生きていくって容易じゃないんだよ」と返事をいただくことがあります。高齢者の方にとって出掛ける場所があるということは大事なことであり、健康寿命を伸ばすことにもつながることだと思います。行政でできること、少しでも快適な環境づくりを進めていただきたいと思います。

先日の日曜日に町営墓地の状況を見てきました。車は15、6台止まっており、入れ替わりお墓参りの方々が来ておられました。なかには高齢の方が杖をつく様子もありました。余談ではありますが、金曜日の日には、質問に当たって柴田家の墓掃除と墓参りをしてまいりました。このような状況、また、町民が安心してお墓参りができるよう、町営墓地に常設のトイレの設置を要望いたします。

ここで質問いたします。現在の取組の状況、また、今後の町のお考えをお聞かせください。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 議員のご質問にお答えいたします。

今までの状況、流れにつきましては、柴田議員が説明していただきましたが、現在のですね町営墓地の、まずトイレの状況でございますけども、おっしゃるとおり常設のトイレは今のところございません。現在ですね、利用者の多い8月のお盆の時期、また、9月・3月のお彼岸の時期に仮設トイレのほうを設置して対応している状況でございます。しかしですね、やはり仮設トイレ、段差とかそういうものを考えますと、なかなか使いづらいという状況もございます。

またですね、予算面につきましても、町営墓地につきましてはですね、特別会計で運営のほうをしております。今後のですね維持管理についてですね、今おっしゃったトイレ、あとですねやはり高齢の方が多いということで、それに対する設備のほうなんかも考えていかなければいけないというふうに思っております。今ですね特別会計と申し上げましたが、基金のほうの予算の状況も考えてですね、今後についてですねトイレも含めましてですね、前向きにですね設置場所とかそういうものを検討して、計画的にですね進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 大変ありがとうございます。前向きに検討をしていただけたという答弁をいただきました。一応、こちらの課長のほうに航空写真を用意していただいたんですが、ずっと全部歩いてまいりました。本当に柴田家のお墓は草だらけになっていましたので、大変反省する部分があったんですが、ご近所の周りを見ますと、もうきれいに掃除されているんです。あっ、お墓つ

てお彼岸とお盆と命日だけじゃないんだなというのを改めて感じさせていただき、夏は早い時間に、暑くなる前にお掃除をしようと決意しました。

この航空写真、状況ですが、とても本当に広いんですよ。特に斎場前のほうは新しい地域になると思いますけれども、旧こちらですね、円心坊さんの前辺りはもう本当に、あそこから当初、常任委員会で質問が出た時には、斎場のトイレがあるからそれを使っていただくよという答弁といひますか、そういうことだったかと思ひます。ただ、ここから斎場まで高齢の方の足で歩いていくのは、とても間に合わないなというのを感じました。一応ちょっとお墓の様子も撮らせてはいただひたんですけれども、今後の検討課題といたしまして、今回、お手洗ひだけちょっと質問させていひたくてということで提出させていひたひてましたが、こちらの古いほうのところには手摺りがついてありますが、斎場付近の新しいところには手摺りがやっぱりなかったんですね。このことも、やはり要望をいひたひてまして、ずっと歩いていくのが大変だったっていうようなお話をいひたひてます。本当にご高齢になって連れ合ひの方に先立たれて、本当にまめにね墓前のほうに語らひに行かれるその婦人の様子を伺ひまして、自分自身に置き換えた時に、例えば主人が先立った時に自分はそんなにまめにいけるだろうかと、ちょっとそういうことも思ひました。しっかり今後、やさしくしていきたくていひなという思ひでおります。

前向きな答弁をいひたひてましたので、最後に町長のほうから3本にわたって答弁をいひたひてたいと思ひてますので、宜しくお願ひいひたひします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 柴田議員からは、いつも弱者に寄り添う素晴らしいご提言をいひたひており、本当にありがとうございます。改めて敬意と感謝を申し上げる次第であります。

まずはじめに、給食費の問題でありますけれども、先ほど課長から答弁いひたひましたように、私もでしっかり検討させていひたひていただきました。何度かここでもお答えさせていひたひていただきましたが、臨時交付金が議員御存じのように7,000万円しか交付されていないということです。7,000万円と申しますと、1万6,000で割りますと、これはもう当然四千数百円ありますので、これでどうやって何をすののかっていうことで、非常に苦慮したところあります。本来ならば財政が非常に豊かで、貯金がたくさんあるならば、それを付加することによって様々な施策展開をすることができんのですが、現在その基金についても非常に少ない基金でありますし、この基金を活用してやれなくもないわけあります。このコロナが長期化した場合とか、ウクライナ問題がなかなか解決せず、さらにその物価が上昇するであるならば、その時に備えというものも必要でありますので、今回はこの7,000万円で何かできないかと、ほぼ7,000万円で何かできないかということをお考えたところあります。当然その給食費についてやらなければならないということをお考えたんですが、まずはその公平性ということをお考えた時に、当然子どもさんがいるところには光が当たりますけれども、もう学校を卒業した方々については該当いたひしませんし、高校生どうするんだ、大学生どうするんだ、それから保育所に入所されている方々、幼稚園についてもどうするんだと、幅広く考えた時に、やはりそこで差異が出てしまつては不公平感が生まれますので、全員に行き渡るといひことになりますと、

やはり水道料金がいいだろうというそういうことになりまして、半年間の基本料金を減免すると。ちょうどよく7,000万円ぐらいで当てはまる形でありましたので、こういう形をとらせていただいて、皆さん方にご承認をいただいたところでもあります。

ただ、加えていうならば、柴田議員がお話ありますように、今後、恐らくこれが長期化すると、もっとその米価が高騰するだろうとなった時に、その時に給食費の値上げをせざるを得ない時がくるのかなと。その時に、例えばこれ考え方なんです、同じ給食費で措置されるならば、措置と申しますか、そういう対応が可能ならば、これは当然補助したと同じような形になりますので、給食費の値上げについては、しない方向性で、今、議員からご指摘いただいたようにしない方向性で財政措置を議員の皆さん方にお諮りをしながら進めていきたいというふうに思っております。

例えば2,000円で措置していたものが、これが3,000円でなければならないとなった時に、その1,000円分を町で補助するっていう、そういう考え方が成り立つと思っておりますので、これについてはまたいろんな提案をすることによって議員の皆さん方と議論をしながら進めていきたいというふうに思っております。

ただし、いろいろ問題なのは、この家計がどれだけ、誰が本当のこのコロナの被害者なのか、これは全国民、全世界が被害者だといわれますけども、所得の面であるとか、生活苦であるとかについては、なかなか推し計れないところがありまして、東京など大都市では、むしろコロナでいろいろなバブルが起きて非常に儲かっている企業、給料やボーナスが非常に高く上がっている企業もございますし、また、併せていうならば、コロナによって所得は変わらないけれども、むしろその物価が上がることで非常に苦しんでいる方々もいらっしゃる。そして、所得は少し下がったけども、むしろローンの返済が終わったり、また、その世帯数が減ったことによって、いろんな意味でその生活は楽になった方がいますので、一人一人のなかなか発意というのが難しいところがありますので、今後、本当に誰が苦しんでいるのか、先ほどその非総称性のお話をしましたけども、需要と供給、皆さん方が望むことをしっかりとどう発意をして、把握をして、そういう小さな声にも、公明党の皆さん方がいつも配慮されているその小さな声にどう耳を傾けることによって、その情報の非総称性と申しますか、乖離をなくすというのが我々行政に与えられた最大の責務でありますし、大きな課題でありますので、そういう本当に苦しんでいるところ、声を上げないけれども、しかし本当に大変な思いをされている方々にしっかりと配慮できるような対応をしていきたいというふうに思っております。

それから、地産地消につきましてご提言をいただきました。地産地消につきましては、私もびっくりするぐらい、かなりの率で地産地消にあたられているわけですが、これは前々から、和田議員ともお話をさせていただいているんですが、地産地消、これ私の感想になるかもわかりませんが二つあります。一つは、単にこれは大洗で作っているものですよとお話するだけではなくて、やはり子どもたちの教育の分野においては、現場を知ることが私は大事だと思っております。単純にここに大洗の米「日の出米」があるよと、大洗で獲れた魚ですよと、これお話するだけでは、とてもそこでストップしてしまいますので、漁業の現場、体験とまではいかななくても、どれだけ多

くの皆さん方が苦勞されて、魚を、簡単にいえば命を懸けて海に出て魚を獲ってきて、そしてその魚がどう市場でセリに落とされて、そしてどう加工されて給食として皆さん方に配膳されるのかと、こういうことも含めて、より幅広く教育を推進していきたいというふうに思っています。そして、農業でいうならば、これは皆さん方体験をしていただく方々たくさんいらっしゃいますけども、これもどうやって自分の最終的に給食として目の前に置かれるのかということも考えながらやることで、いわゆる一つの教育の一環につながる話ですし、さらには先ほど柴田議員が言われたように、郷土愛教育であるとかそういうものにつながるというふうに思っておりますので、郷土愛醸成するためには、現状を広く把握をしてもらうということに私どもつなげていきたいと思っております。

そして、いわゆる柴田議員からも経済のほうの側面からのご指摘もありましたけども、当然、地産地消するということは、地元の、すなわち産業を育成するとまでは言いすぎかも知りませんが、地元の産業の振興につながる話ですが、これはいつも私のこれ私感になるかも知りませんが、考えるところで、あまりここがすぎると果たして市場原理になじむかなというものがあります。例えばこれ、大間のマグロを事例として挙げればわかりやすいと思いますけども、繁忙期と申しますか最盛期の冬に大間で、もし大間のマグロが食べれるとしたら、あんなに高額で売ることではできません。例えば東京へ持っていけば、三大都市圏へ持っていけば高く売れるものを、わざわざ安く地元で消費するということが、果たしてその産業育成につながるかと。ここは非常にこのバランスをとらなければならない問題だと思っておりますので、勝手に市場が、マーケットが非常に高額で回るようになってくれば、当然にして地元で卸すことはできないよって話で終わってしまうのかもわかりませんが、しかし、そこら辺のとももしっかり見極めながら、あまり事業者の皆さん方に負担をかけたり、過度なそのプロパガンダをすることで、地産地消が進んだがゆえに産業が振興どころか、むしろ所得の減につながってしまうといってしまうのは、これはまた本末転倒でありますので、この辺のところはしっかり私はバランスをとる必要があるのかなと思っております。

ただし、今、議員が言われるように、地産地消の施策については推進を図る、そういう前提で物事を進めてまいりたいと思っておりますので、これからもご提言いただければと思っております。

それから、認知症の件であります。議員ご指摘のように社会全体で認知症にかかわらず、弱者をみんな、すなわち手を差し伸べようと、弱者をみんな支えようと、これはもう素晴らしい理念でありますから、進めるべき必要性があると思っております。先ほど私自身が受けた健康診断についてお話をしましたけど、実はこの2月に私が受けた時に、今、遺伝子検査っていうのがありまして、遺伝子で検査しますと、あと20年後には私は80%以上の確率で認知症になるといわれております。非常に私もショックで、そうすると、ちょうど80前でもう何か、悪い言葉でいえばぼけてしまうのかと思うと、非常に暗い気持ちになりました。私は二つあります。一つは、これ今思いつきかも知りませんが、公明党も自民党もそうですけど、共産党の菊地さんもそうですが、しっかり各党でこの、ちょっと大言壮語しますけども、もう医療の分野においては、もうすぐその認知症が解決できるというそういう話も多々ありますので、これは国のほうで予算をしっかり措置をして、メカニズムを解明することで、医療で解決できるような仕組みをもっともっと促進すべきだと。2位

じゃ駄目なのとか何とかありまして、今度のコロナでも非常に他国から比べると、非常にその新薬の開発は後手に回ったと言われておりますので、私どもその各党を通じて、私も自民党なりほかの政党に対しても、町村会なり何なりそういう公益的な立場のなかでしっかりそういうものを要望して、そういう研究開発費を増やしていただくような、対処療法でなくて抜本的に解決をしていただきたい。できれば私のことになりますけど、20年以内にそんなことが解決できるようにやってもらえたらなというふうな要望していきたいというように思っております。

それからもう一つ、今、議員がご指摘のように、認知症サポーター、すなわちその身になるということが極めて大事な話でありまして、私もこの20年後になると言われた途端に、はたまた20年後に向けてどうしたらいいだろうかっていうことを考えてます。やはり人間というのは、その身になってみなければわかりませんので、こうした今までのサポーターの取組、これは住民の皆さんや各団体の皆さん方に非常に感謝申し上げますし、また、議員の皆さん方がご提言をいただいた証がこういう証になっております。確かに小さい自治体であるならば、これをさらに推進することができませんので、みんながまずは認知症を正しく理解するという、そして、これはいわゆる需要と供給の話に置き換えることは適当でないかもわかりませんが、似て非なるものとして、やっぱりそういう弱者の皆さん方が何を求めるかと、いわゆる求めないものを提供するという、すなわちそこで人間関係の亀裂になってしまう分野もございまして、求めるものをしっかり正しくスピーディーに、適切に提供するという、こと。

それからもう一つは、あまり過度にやりすぎると、これは専門的分野をいろいろ考えなければなりませんけども、例えば今、妊婦の皆さんだって昔と違って、産まれるまでには少し運動しろとか、いろんな話がありますように、認知症とか弱者の方々、例えば何でもかんでも上げ膳据え膳でやってしまうと、もっともっとその筋肉の老化であるとか、認知症が進むというような、そんなデータもありますので、この辺は適時に適切にいろんなことがやれるような、そういういわゆる情報の提供というものを行政として最大限やっていきたいなということを私自身、今、柴田議員からのご質問を受けて思った次第であります。

何はともあれ、認知症になってもここに住み続けることができる、そして明るい兆しがあるということ、そういう未来を形づくれるような、そういう施策の推進を図ることをお約束をしていきたいというふうに思っております。

それから最後に墓地の問題であります、今、これは少し皆さん方に申し上げたところでありますけども、今『キレイキレイ大作戦』と称して、今、道路、非常に美化運動をさせていただいております。取り急ぎあれで見えてきたことは、きれいになればなるほど、小さな今度は芽が生えてきただけで非常に目立つということがあります。あれを行政で全部やり切るということになりますと、やってできないことはありませんが、あそこに財政を投下しすぎるとほかの施策が全く進まなくなってしまうので、最終的にはよくいわゆるところの協働、住民の皆さん方に協力を仰ぐしかありません。そして、トイレで最もいわれることは、設置するのは、これはやってできないことはありませんけども、今後のその議員ご指摘のように、管理をどうするんだということが一番の課題

になってくるかと思っております。

町営墓地につきましては、今、課長から申しあげましたように、財政的なすなわち特別会計のほうで財政的なゆとりがございますので、設置する方向性で検討いたしますけども、一つはまず設置場所をどこにするかということが大きな課題になると思っております。当然その斎場のほうに設置、斎場を利用するというのを考えれば、斎場と対極のところへ作るということが一つでありましょうし、またその宗教上のいろいろなこともありますから、なかなかお墓の隣に作るということは、これはできないかもわかりませんが、本当に最適な場所というのはどこなのかということ、あらゆる角度から検討をしていきたいと思っております。

そしてもう一つは、今、冒頭申しあげた管理の問題に入るわけですが、私は例えばその、これは一つ思いつきですが、前々から申し上げておりますのは、ここに民間の花屋さんがありますので、例えば花屋さんが建て替えだとか、新しく花屋さんができるといったときに、一番理想としては花屋さんにトイレ助成を行う代わりに、例えば大きなトイレを作ってくれと。そうすると、最終的にはトイレ補助して、トイレ作るお金は私どもで出しても、今度は管理は全て花屋さんがやっただきますので、先ほどの『キレイキレイ大作戦』でいうならば、前にも柴田議員と非公式にお話をさせていただいて、漁協のところのトイレが非常に汚いかいろいろなことが言われております。確かにその平常時であるならばきれいさを保つことができますけども、大洗がいわゆるオーバーツーリズムといわれるぐらい、あの連休に人が来ると、とてもとてもトイレも回しきれないという現状がありますので、今後そんなものを、少し視点が逸れますけれども、例えばコンビニエンスストアを作るといった時にトイレ補助金やトイレットペーパー補助を出すことによって、そのトイレは大きく、例えば二つしか作らないものを三つも四つも作ってもらうことによって、そこは最終的にお店の皆さん方が管理をしていただく、これは当然その生活する上で、私もどちらかというトイレは近いほうですから、いくつあっても足りないぐらいだと思っておりますので、できれば一つといわずに、何かいろいろな形で考えて、ここに設置する方向性で私ども検討を進めていきたいと思っております。どんなトイレがいいのか、ですから、よくいわれるのが、皆さん方もご経験あるでしょうけども、高速道路走ってサービスエリアのトイレへ行きますと、女性のところだけずっと並んでらっしゃる。本当に気の毒で、あの時、私は男で良かったなと思うところでもありますけども、女性のところ非常に並んでおりますから、あれよくよく考えれば、女性のところを倍にするっていう考え方もあると思いますので、女性のところはトイレは倍に作る、男性は1対2ぐらいの割合、1対3にするのか、そういうものも統計データを考えながら、どうやって考えても先ほど81歳と87歳と、寿命も女性のほうが長いというそういう統計も出ているし、また、漁師町特有で非常に皆さん方がお墓参りするという、そういうこの現実もございますし、よくよく見ますと女性のほうがお墓参りって非常に多くやられている姿っていうのを見受けるものですから、女性に配慮したトイレということも考えていく必要があるのかなと。ここには慣行的子細とかそんなものはいりませんから、とにかく機能性であると。さらには維持管理が非常に楽な方向性というものが見出せれば私はベターかなと思っております。

それから、今、最後に見せていただいた写真、確かに弱者のための対応になっていない、ノーマライゼーションになっておりませんから、手摺り等については、それほど予算を経ずして対応することが可能です。ただし、あの階段を見た時に、車椅子の方々どうやって下りるのかなって私自身思いましたので、もう階段そのものをなくすような展開が必要なのかなという、そういう感想も私持ちましたので、そこら辺も含めて抜本的に少し予算的ゆとりがあるうちに、今後の管理運営も含めて抜本的なこのいわゆる墓地公園について、どうあるべきかということをしっかり内部で検討して、また議員の皆さん方とより良いキャッチボールをしながら、いい形で進めていきたいと思っています。

加えて、最終的には、この今、空き墓地、私が議員の時代にはお墓どこかないかってたくさん頼まれたんですが、トイレとあわせて、今、非常に無縁墓地が増えておりますので、在り方についても再度検討していきたいというふうに思っておりますので、諸々いろいろ言葉足らずのところもありますが、議員の熱意であるとか、弱者に対する思いっていうのは十分理解をいたしましたので、私どもも非常に重要なことと位置付けて、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、今後もうぞ宜しくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 今回、3本にわたり質問させていただきましたが、大変いい前向きな答弁をいただきましたので、本当に住んでいて良かったといえるまちづくりを行政のほうで進めていただきたいと思ひます。私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前11時55分を予定いたします。

（午前11時41分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時55分）

◇ 坂本純治君

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○11番（坂本純治君） 今日3人目の一般質問でございますが、先ほど教育関係でちょっとお話があったんで、少しだけ冒頭にお話をさせていただくことは、私の質問とは違うんですが、給食の話が出ました。地産地消。覚えていらっしゃる方いらっしゃるかもしれませんが、私は5年間、実は地場産米を使うということを当時の加藤教育長ですけども、5年間、毎回言い続けてやっとなってきたというのが実は本音でありました。当時はまだ県の補助がありまして、その後すぐになくなったんでは

ありますけども、なおかつ地場産を使うのが当時はですね、学校給食会が非常にいろいろ問題がありまして、7割学校給食会がありました。3割ぐらいを地場産でできるようになったんですが、先ほどの報告を聞いて、その後ほぼ逆転してると。非常に地産地消というのは大事なことであって、教育の理念からいっても、やはり一番大切。またまたその就業の機会を感じるというのはですね、一番大切な食の文化だろう、食の教育だろうなという、そういう思いをしながら先ほど聞いておりました。いわゆる一般質問というのは、単に私たちがここで皆さんに質問をするということだけではなく、時にはやはり執行部の皆さんたちの心を打って、何とかそこを町の力として、町の行政の在り方としてやっていただきたいと、そういう思いがあつての質問だったんだらうと。いまだに私もそういう気持ちはありますが、さすがに7期もやってきますと、そろそろ疲れたなというところもありますけど、ただ、ここはしっかりとまたやらせていただきたい。そしてまた、ゲーテの言葉にこういう言葉があります。「どんなに優秀な人間も、その歳にならなければわからないことがある」いわゆる経験です。この経験というものがどういうふうに、熟練というのがいいのかもかもしれませんが、若い時とは違う、また老練な、老獪な皆さんとの会話ができる、質問ができる、そして考え方も変わってくると、そういうところなんだらうと思います。私も子どもを育て上げて、この教育問題については非常にいまだに興味があるというよりは大事なことなんだらうと。そして今回、町長がフィリピンのラプラプ市でよろしいんでしょうか、のほうと提携をとるということで、私たちに報告をいただいて、先日、調印式でフィリピンに行かれたそうです。そのうち、私たちがフィリピンのほうにお伺いをして、どのような町並みなのかを拝見したいなというふうに思っておりますが、このラプラプ市との友好提携がですね、教育における形としてどういうふうになっていくのかというのが質問の趣旨なんですけれども、そのなかで現況どのようになっているか、友好都市と現在進行形でなってますけども、これはどのようになつて、また、町との在り方、そして教育の在り方というものを広報課長のほうからお願いをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 秘書広報課長 小沼敏夫。

○秘書広報課長（小沼敏夫） ただいまの坂本議員のご質問のほうに答えさせていただきたいと思っております。

現状のほうはですね、過日、全員協議会のほうで説明させていただいたところではあるんですが、町長のほうはですね5月20日にですねラプラプ市のほうに訪問しまして、向こうの市長さんのほうはですね、今度7月が任期改選ということでして、現在結んでいる調印のほうは仮調印という形で現在進めさせていただいているところです。

なぜフィリピンのラプラプ市さんのほうとですね友好都市のほうを結ばせていただく運びになつたかといいますと、令和3年12月17日ですね、議会の行政視察研修としまして茨城県の境町のほうに皆さん、視察のほうをされているかと思うんですが、そのなかでですね英語教育のほうが非常に進んでいると、制度的にも優れているというところがありまして、制度の設計を見習つてですね、大洗町でも取り組んだほうがよいというようなお話をいただきまして、そういうふうの後押しされる形でですね町においてはA L Tの拡充とかですね英語力向上の取組をしていきたいと思います。

とがございまして、今回の調印に至っているということでございます。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） いい意味で本当に将来展望というのが、教育も含めてですね見えてくるような、楽しいような行政の執行の在り方だなというふうに思ってますけども、それで今のお話を聞いて学校現場という現状がですね、ちょっと足早に進めていきますけども、学校現場の教育、ALTに対する教育というものがどのようになっているか、さらには文科省から小学校に英語教育が下りてきました。それでもう4年目になりますでしょうか。3年・4年生も確か英語教科が入ってきたと思うんですが、現況をまずお知らせをいただきたい。そして、さらにですね、一つ私、その前に、これは最後というか途中で教育長にもお尋ねしますけども、現状の学校の先生になり手が無いというような、今年、確か任用でも非常に厳しい状況であったと、そういうのを聞いております。学校の現場の先生方に聞いても、やはりブラック化しているというのが一般的な言葉でよく聞かれますけども、現状は私はわかりませんが、しかし、いろんなところでヒアリングしますと、やはりいろんなものがどんだんどんだん文科省から下りてきて、さらに保護者の問題の生活指導が非常に多くなってくる。しかし、私がそこでもあえてなおかつ英語教育をまたさらにという、こういうところのちょっとジレンマはあるんですが、このあたりをですね整理をしながら進めていただければなというふうに思う。そういう視点からですね、まずは現状のALTの在り方、英語教育の在り方を課長のほうからお示しをいただきたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

まず、ALTの活用に関しましてですけども、現在、各学校にALTを配置できている状況でございます。小学1年生から外国語活動を始めまして、授業時間以外におきまして、休み時間であったり、給食であったり、クラブ活動を通しましてALTの関わりを日常的に深めることが現在できている状況と捉えているところでございます。

また、教育現場の英語教育の現状でございますけども、こちら令和2年度から新学習指導要領、こちらが実施されてございまして、小学3・4年生から英語の授業が導入されているところでございます。内容に関しましては、聞く、話すなどのですねコミュニケーションが中心となっておりますけれども、また、小学校5・6年生から英語は教科化となりまして、これまでの聞く、話すに加えまして、読む、書くというような学習が入ってきてございます。こちらの4分野の技能をですねバランスよく高めていこうということで、新学習指導要領の大きな特徴となって取り組んでいるところでございます。

また、町の特色といたしましては、こちら小学校で学んだ英語をですね、引き続き、興味・関心を持ったなかで中学校の英語教育に活かせるように展開させていただいております放課後英語教室、こちらの充実であったり、中学校卒業時に身に付けておくべき英語力の基準といたしまして、英検3級が目標として示されているところでございますが、こちらに関しましては、現在、取得率といたしましては、現在17%というような状況でございます。こちらの目標達成を後押しできるように、

英検の助成事業、こちらを展開しながら、現在ですね英語教育の充実を図っているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。3年生・4年生までが英語教育に携わるように、教科としてではありませんけども、コミュニケーションとして、やはり耳から入ることなんだろうと思いますが、入っていると。こういう流れのなかでですね、やはり大洗町は一步先を行けばいいだろうという話になるんだろうと思います。教育委員会のなかで教育委員をされているIさんという方、大洗町ですけども、英語の教育を必須として、もっと皆さんが話せるようにできないんですかという問いかけをいただいたことが過去にあります。やはりそれは、文科省の問題があるので、なかなか教科としては難しいんですが、社会教育として果たして生涯学習課がどのようにできるかということもあると思うんですけども、実はここで生涯学習課は、このALTの皆さんたちとか、またはその子どもたち、または一般の町民の皆さん向けにですね、英語というものを今回をこの起点にして、何か素案的なものは考えられるのかどうか、そのあたりは生涯学習課としてはいかがでしょうか、お尋ねをします。

○議長（飯田英樹君） 生涯学習課長 深作和利君。

○生涯学習課長（深作和利君） ALTのですね活用につきまして、生涯学習の視点でどういったことが考えられるのかという質問だと思います。

ALTはですね、Assistant Language Teacherということで、外国語指導助手というようなことで町に入ってきておまして、主に先ほど説明がありましたように、学校のですね外国語指導ということで入ってきておますので、まずそこが最大の目的として入っております。ということでもありますので、まずその社会教育に直接どういうふうに関わっていくかというのは、これからの町としての考え方になってくるのかなとは考えております。ですので、まずその直接的に社会教育、生涯学習のなかで英語教育ということよりもですね、まずその入ってきたALTの皆様に地域のほうに入ってきていただいて、例えばイベントに参加していただくとか、あるいは以前もあったんですが、公民館講座の書道のほうに参加してもらったりですね、そういったところで、地域であったり、行事事であったり、そういうところに参加していただくなかで交流を深めていただきまして、そこから関わった町民であったりが英語に興味を持ってもらったり、そういうことで徐々にですね全体とした英語に興味を持っていただくというようなことに関わっていただければいいなと思っておりますので、まず今の私の考えとしてはそういったところかなと思っております。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。まだまだ未知数のところはありますけども、やはりこれからALTの皆さんたちが、増員ができそうな話を町長はされてましたけども、そのなかでやはりどういう形で町民の皆さんとの接触時間を長くしていく、これは一つの例なんですけども、つくば市なんですけども、例えば花を生ける華道ってありますけども、それを英語で全部やってるクラスがあるんですね。クラスがあったり、あとは例えばスポーツにしても、小学生相手に一つのス

ポーツを、全部英語だけにする、その時間帯は。そういうようなところから生活に密着した英語というものをつくり上げていくとか、慣らしていくとか、耳慣れから始まると思いますが、そういうような遊びから入る英語というのも非常に大事であって、スポーツであったり、こういった形はですね、群馬県の太田市の清水市長が自分たちで市立学校を創りながらそういう活動をしている過去の例がありますけども、そういうのも一つあるんだろうなというふうに感じ取ります。

そしてまた、ここで話は学校教育のほうに戻しますが、実は私はその4年前に西ネグロス州というところの、これ知事さんですけども、アキノ大統領のいとこさんでありました。おととしちょっと亡くなってしまいましたが。この方のところに何度か行った時に、これはちょうど向こうに行った時の向こうの新聞ですけども、私もちょっと写ってますけど、見えないと思います。この時のこの写真が、そのネグロスの州知事がいて、大学の茨城県にあるキリスト教大学の学長である東海林先生と一緒にいきました。そのほかのメンバーも茨城放送、茨城新聞であったり、JTBのマニラ支社長であったりとか、いろいろな方がいらっしゃるグループで行ったわけですけども、実はこの時ですね、大学同士とはいえ、やはりここで提携を結んで交流会が始まったと。夏休みに1カ月行ったりとか、または通常の学校留学の交換留学生をやったりとか、そういうことが始まったらしいです。中身は私は大学に確認はしておりませんが、当時の学長がそのようにしたいということで、3校の大学と提携を結びました。一つはラサール大学でした。ラサール大学は、やはり優秀な大学ですから、全世界にあるラサール、日本にあるのは高校で有名だと思いますけども、大学もありまして、フィリピンのほうにもありました。そういう流れのなかでですね、中学校としてこういうものができるのかどうか。さらに大洗町には大洗高校というものがありますけども、高校教育は直接町とは関係ないとしても、やはり社会教育の一つとして、そして町長公室あたりが主導をとれば何とかできるのかなど。そういう流れのなかで、このフィリピンとの交流会をさらに強めていく、そして英語力を高めるといふ、大洗町の特色の一つとする、そういう起点になるんじゃないかというふうに思うんですが、このあたりの学校教育課としてどのように可能なのか、そして、どのような方向性が導かれる、考えられるのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 坂本議員のご質問にお答えをいたします。

中学生の交流ということで、これまでもですねニーショーピンであったり、ポーランドであったり、交流のほうを続けてきている経緯がございます。今回このラブラブ市とのですね姉妹都市締結を契機にですね、新たな取組ができるだろうというような展望で見立てているという状況でございます。あくまでも中学生、あるいは高校生同士の交流等ができれば素晴らしいことかなというふうには捉えているところでございます。今後そういったことが実現できるのかどうかということに関しましては、様々な検討、課題、クリアしながら対応していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

現在、中学生におきましては、今のところ考えておりますのは、オンライン形式のですね交流であったりとか、そういったものができればいいかなというふうに現段階では考えているところで

ございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） 時間がかかるとは思います。しかし、やはりもう、やるべきグローバルな時代になっておりますから、やるべきなんだろうなど。そしてまた、これが実現できると非常に大洗町、いい町だねと、新しい取組から、文科省との問題もありますけども、それ以上の時間をどういうふうにするかという形になるんで、この問題というのはものすごく難しいところだろうと思います。

例えば、これは日本の話ではないんですが、フィリピンに私が行って感じたのはですね、向こうに韓国資本で英語スクールが確か40とか50ぐらいあるんですね。韓国の方々はフィリピンに行って英語を覚えると。多分皆さんも感じているかもしれませんが、韓国の方って結構英語できるんだろう、そういう背景があるわけです。ただ、勉強時間は今すごい時間があります。高校生であったとしても大体4時まで学校で勉強して、それからまた残って勉強して、夕方になると塾に行くと11時が今の韓国の高校生の勉強時間だそうです。私の息子の友人が、韓国人がやはり大学の時一緒にメルボルンにいましたけども、とにかくよく勉強されると。そういうような、もう学歴社会と、日本の昔を見ているようだという話がありますけども、ただ、それとはまた別問題として、英語だけはしっかりとやはり私はやるべきだろうなど。それによって彼たちの就職も大分変わってきますし、世の中のグローバルにどうやって乗っていくかということ、こういったことがあると思います。

そして教育長にちょっとお尋ねしたいんですが、今、私が提案していることは、学校の先生方にも確かに負担になります。そして、さらに先ほど言ったように、今、学校の先生方がなかなか働き手がない。今年の私の聞いた話ですと、茨大を出た教育学部、半分の先生が教職員にならずに民間に行ったと。私の親戚が今年、茨大の大学院を出て私立の学校に就職しました。その前にもやはり彼は言うておりましたが、半分ぐらいはね、おじさん、入らないんですよと。これは何を意味するかということですね。こういうのと併せながら、私が言っていることとは矛盾するかもしれませんが、しかし、やはりどこかで切るべきものは切って、そして取り入れるものは取り入れるっていう大切なことがあると思いますが、教育長、今の現状としてそういったものの具体的なこの在り方、そして学校の先生たちもそんな負担にならないような手法というものを考えていただいて、何か今お考えがあればお尋ねをしたいなというふうに思います。

○議長（飯田英樹君） 教育長 長谷川馨君。

○教育長（長谷川馨君） 坂本議員のご質問にお答えします。

まずですね、町長の思いをですね学校教育現場のほうに反映していくためにはですね、英語教育に関してはですね町長の肝いりの施策ということで、教育委員会としましてもですね、大洗町の子どもたちに英語に親しみながら、英語の楽しさを味わせるとともに、英語の能力を高めて将来にわたって活躍できる人材を育成するということを目的にですね、今後も進めていきたいと思っています。これはですね、このことでですね大洗町が特色ある学校づくりの一環になればいいなというふうに私も考えております。

先ほどですね、英語教育に関してですね先生方の負担になるんじゃないかっていうことでございますが、まず英語教育を考える上で大洗町の先生方、割合ですね英語の免許を持っている先生方がですね10名います。これはですね他市町村に比べれば割合多いかなと思っています。この英語教育を進めるに、この10名の皆さんと教育委員会ですね、仮称ではありますが、大洗町海まちイングリッシュアカデミー事業というふうに名前をつけましてですね、現在、大洗町の子どもたちに合ったですね英語の制度設計をつくっていくためにワーキングを立ち上げました。そしてですね、年度内に英語の年間指導計画等をまとめるとともにですね、次年度に向けてですね、先ほど次長のほうがお話をしましたが、オンライン英会話とか、それからイングリッシュキャンプができればなっているようなことで、様々なモデル事業をしながらですね境町の英語教育を目標にですね近づけていきたいと思っています。

先ほど坂本議員がご指摘のように、学校にはですね、やはり各市町村の様子を伺うとですね、やはり学校によって教員数が足りない、教務主任や教頭先生が学級担任を行っているところもあるというのは事実です。大洗町もですね社会人TT、それから学校支援員さんという方が入っております、予算取りをしていただいてそういう先生がいますが、大洗町においてもですね講師の先生が見つからずにですね、学校現場において教頭先生や教務主任が授業を行っているという時もあるというのは事実でございます。教員数の確保ということで考えると、大洗町ばかりではできませんので、県のほうの対応をしますとですね、教員採用試験は昨年度より他県との併願、それから他県での試験会場を増やすことで受験者数を増やしているということで、倍率も随分上がってはきておりますが、先ほど坂本議員が言ったように大学によってはですね半分以上が教員を目指さないという、一つですね養護教員、今年、茨城県で14名募集のところにですね300人応募があると。そうすると、これだけでも今の子どもたちは、そんなに入れられないのであれば公務員のほうへというふうな形で、やはりそういうような人数確保的なものもあるということです。あとは働き方改革ということで、ブラックというようなこともあります、やはりですね英語教育を充実するために、私はこれから考えなきゃいけないのは、教員がやりがいをもって学年・学級経営を行ってもらうためには、子どもとの向き合う時間を確保してですね、働きがいのある環境づくりをつくっていかないとはいけません。教職員ですね本来の業務は、児童生徒に学習の保証、特に学力向上ですね、学力向上を図ることだと思っています。今後ですね、英語教育を充実することで教職員に負担になると思うようなことがあれば、これは私は本末転倒だと思っています。やはり子どもたちに生きた英語を生かしていくには先生方も勉強していただきたいと。ただ、先生方の業務を増やすわけにはいきませんので、教育委員会と学校が連携しましてですね、今までの事業をスクラップアンドビルドをしましてですね、しっかりと行って学校の環境整備を整えていかなければいけないと思っています。そのためにも学校と家庭、地域が連携して子どもたちを支えていく、私がいつも言っておりますコミュニティスクールの構築をしっかりと進めていきまして、教職員が本来すべきこと、それから、家庭や地域に協力をして取り組んでいただけることのすみわけをしましてですね、そういうことが実施できる体制をこれから構築していきたいと思っています。

いろいろ坂本議員からもいろいろなご質問いただいております。これからもですね、ご指導、ご助言、これを賜りながら、子どもたちのためにいい環境づくりをつくっていきたいと思いますので宜しく申し上げます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。非常にブレーキとアクセルが一緒のような今、学校現場で、アクセルのほうを目一杯踏み続けてというようにはいきませんが、しかし、やはり今、子どもたちの環境を考えると、やはり基礎的な5教科は大切でありましょうが、やはり英語というものが、もう切っては切れないのではないかと。大洗の子どもで、やはり英語が得意な子どもが先日いい就職先に行ったという話を聞きました。やはり英語だけでもできればそれが違うと。全体的な勉強のボトムアップは大切ですが、やはり特色ある学校を創るには、やはり大洗であればできる。今、國井町長がやられようとしているそのフィリピンとの友好都市締結して、さらに具体的な話を進めていただきたいなど。最後にお聞きしますから。

さて、2問目に入りたいと思います。1問目は大体、教育で終わりました。この友好都市、いろいろな形で実を結ぶことを願います。

二つ目に入ります。二つ目の質問は、大洗町の商業と道の駅構想が、どのような形で今進み、または進んでいくのか、そして過去の大洗町の産業構造、そういったものと照らし合わせて、どのように今現在というものは過去から現在になって、どのような今、歩みをしているかというのを確認をまずしたいなというふうに思っておりますけれども、まずこのなかでやはり切っては切れないのが、私は大店法なんだろうと思うんです。大型店舗が緩和されて、大きいモールがどんどんできるようになる。昨日の議会でも商業地の問題が出ましたけれども、こういう形で大店法で緩和しておきながら、片や町の商業地の面積というのは全然変わっていない。都市計画法上でなかなか変えられないというのがありますけれども、しかし、こういった矛盾したものが町の中にどのように具体的に関わってきているかということを確認をしたいんですが、ここで尋ねるのはですね、この出店規制の推移というものが、どのように国のほうが行ってきたかを、まず尋ねをしたいと思います。担当のまちづくり課長からお願いします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員からのご質問にお答えしたいと思います。

大規模店舗法でございますけれども、1960年代から70年代にかけてですね、郊外型に住宅ができるとともに、その大型小売店舗もそこに引っ張られるような形で複数出店されることからですね、小売事業者の事業活動の機会を適正化する目的に1974年にこの法律が施行されたところでございます。その後ですね、1979年、さらに法が改正されて、第1種・第2種という形でですね、第1種は国が規制するものですが、第2種は県が規制するという形で、より強化をしていったところでございます。

こちらの強化によりまして、一定以上の売り場面積を持つ規制と出店の調整の枠組みが図られたところでございますけれども、1990年代に今度入りますと、日米のですね構造協議、貿易格差協議

のほうが話が出てまいりまして、一転してこの規制が緩和されるということで1992年、こちらの表にあるとおり大規模店舗法が改正されまして、規制の対象の要件が緩和をされているというところでございます。

その後ですね、この改正によりまして一部の地域では、その大型のショッピングモールが郊外にできることによって空洞化等が出てきたこともありまして、国では商店街の今度は衰退をどのように防ぐのかという観点の下、大型店と地域社会との融合を促進を図るということを目的としまして、2000年にこの大規模小売店舗立地法ができて、これまでの大規模店舗法というのが廃止されました。法の規制が今度緩和されたことによりまして、大洗町周辺でも大型の小売店舗が当時、複数立地してございます。この大型小売店舗につきましては、やはり駐車場を完備していること、それから、ワンストップで買物が完結できるというところから一定の顧客を得ておりまして、住民の消費活動に一定の影響を与えていると、そのように感じております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。このいわゆる出店規制の推移を見てみますと、この推移とともにシャッター街というのが比例して、どんどんどんどん増えてきたと、それが現実であろうというふうに思っております。

以前に、よくテレビで出ておりました民主党政権の時に古賀茂明さんという経産省の方がいます。最近テレビにはあまり出ませんが、古賀茂明さんと個人的な話をしている時にこの大店法の緩和、古賀先生はどのようにこれはお考えですかという話をしましたから、外圧の何者でもない。日本国内を駄目にする法律だというような言い方をされてました。それが正しいかどうかはわかりません。しかし、官僚の一人がそういったことを平気でいうというのが現実なんだろうと。それでシャッター街が増えるというのが現実の今の形だろうと。

実は私は1976年あたりはですねサラリーマンをしておりまして、今でいう、皆さんが知ってらっしゃると思いますが、セイコーマートというあそこの本部員でありました。マーケティングをずっとやっておりました。その関係でコンビニエンスストアにはある程度の基礎知識があります。コンビニエンスストアがなぜ今のような形に、どんどん酒またはたばこの許認可が平気で持てるか。当時は逆だったんです。酒の免許、またはたばこの免許というものは町を守るために、その地域での消費量に合わせて許可するという事だったんです。それがやはり規制緩和の一つで、コンビニできましたらそこに交通量があります。どのぐらいの人間が来ます。それだけでいわゆる規制緩和で許可を下ろすようになった。ここはやはりシャッター街をさらにですね拍車をかけるような、そういう規制であったと。

私は今日は商店の話全部するわけではありません。なぜこういう話をするかということに今からいきますけども、実はこういった点を基にしていきますとですね、この大洗町がこの20年間でどのように変わってきたのかということ、そういう大店法の一つの緩和から、コンビニも含めたコンビニの出店攻勢というものがどのように変わってきて、これは産業別就業人口ですけども、これは直接そことは関係ありません。人口の減少ということもここには入っておりますから、そういった

こともありません。しかし、100%本当でないのかというと、そんなことはない。やはり人口流出というのは、ここにも関係することがあって、そういうところからやはりいろんな形でコンビニエンスストアという、またはその商店が衰退していくというのは、そこに相反があったということです。このあたりですね産業別人口の変化、このあたりを課長のほうでどのように把握して、またはどのようにお考えなのかをお尋ねします。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

こちら国勢調査を基にしました産業別就業人口の15歳以上の就業人口の推移ということで、直近の2020年は一番上に示しているとおり7,555人が就業しております。20年前の2000年は1万464人ということで、20年間で約2,900名、3割ぐらいが就業人口減っているというところがございます。

産業別に見ると、一次産業、二次産業が20年間で約4割、三次産業につきましては約2割の減となっております。これをですね、ちょっとグラフでは表してないんですけども、年度で割合で見た場合ですね、就業人口割合で見た場合ですと、2000年の一次産業、一番下が一次産業なんですけども、と2020年の一次産業は7%から6%ということで微減となっております。第二次産業につきましては、同じような形でやりますと30%から26%ということで4%の減、三次産業につきましては62%から68%と約6%伸びているというのが現状でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。実質的に二次産業が一番減ってるという数字になります。これは実はですね、先ほどの大型店舗との関係がありまして、大型店舗の緩和をする前はどのような産業構造だったかということ、いわゆる製造会社と問屋会社がしっかりとあって、そして最終的には販売のところにつなぐという、これが大型店ができてから実は仲が全部なくなってる、仲卸し関係がなくなってきた、直になってきた。そうなった時に製造の現場はどうなったかということ、機械化がどんどん進まなければいけない。そういう背景が一つの背景、全部とは言いません。あとは人口がいなくなったっていうのはありますけど、あとはこのほかはやはり海外の研修生制度も同じ時期にやはり増えてきたというのがあります。そういうのを見ても、やはりこういったこの20年間の消費、または町づくりに関係する商店の在り方なんかも含めてですね、この歩みが今、確認をさせていただきました。

実はこの後、私は統計法のほうにちょっと入るんですが、こういった流れがあるなかで、例えば皆さん、宇都宮のギョウザが日本一になったとかならないとあってありますよね。あれどうやって調べてると思いますか。あれ、簡単な統計なんです。例えば指定される市町村がありますけども、市町村というか、もちろん宇都宮ですけども、どのぐらい家庭が消費をするかっていうのを1年間、推計ではありません。統計取るわけですよ。それで乗算して推計をして、どのぐらい年間消費があったという、そういう形で取るんです。実はコンビニも、その大型店も全てそうなんです。マーケティングリサーチというのを必ずやります。そのなかでしっかりと成功事例を作っていくというのが本来の運営の在り方、そして、私はそれを基に、今、大洗町がどうなっているかというの

をちょっとだけ紹介させていただければなというふうに思います。

実は今、大洗町1万6,000人として仮定して、総務省統計局のほうが出している数値を当てはめていくと、ちょっとこれざっくりで言いますから、端数言っても仕方がないんでざっくりでいいです。例えば全世帯の生活費っていうのは約200億です、大洗町。これは本当に1割、2割ずればございますよ。私が出したアバウト試算であります。そこで食料費というのが大体60億として計算されます。この60億を誰がどこでどういうふうに賄っているかということを考えますと、大体コンビニの売り上げがですね、コンビニ2,000件に1件と言われております。あとは交通量の問題です。しかし、平均売り上げを計算してみますと6店で大体13億ぐらいが大洗町のコンビニの消費になる、販売額になります。そして今、スーパーが3店あります。私が青年会議所の時に2店だったんで、その2店の店長さんのところをお願いをして売り上げを聞きました。当時、1店でほぼほぼ、大体同じような金額でした。その推計と人口減少を考えると、多分今25億です。それが大体スーパーでの売り上げの推計になります。そうしますと、これを合わせると38億、大体60億の中の38億が大洗町、コンビニですから何とも言えませんが、あとは移動人口もたくさんあります。これは閉鎖的な考え方として取り上げていただきたいと思います。移動の形はこっちからも出ますから、出て行ってというのがあって、閉鎖的に考えていただきたい。ですから、数字はずれます。ずれますけど方向性は間違っていないと思います。そういう流れのなかで、今回こういう数字が出ました。そして、なぜ私がこの説明をするかということ、いわゆる物事の、これはちょっとネットショッピングの話は後にしますが、先ほど私が説明した話、例えばですね商圈分析って、これは大洗町のあれではありません。真ん中を多分Aというお店があって、半径何キロぐらいか。スーパーですと、ほぼ5キロから8キロ、あっても10キロでしょう。その地域によります。そういうところで計算をします。そのなかのあとは占有率という、このスーパーはAとBがあったら半分ずついけるのかと、そうではない。7対3かもしれませぬ。その占有率もまた計算式があります。こういう流れのなかで商業を司る人は必ずやるマーケティングリサーチ、これをやって成功に導かせる。そして、私は今から本題に入りたいと思いますけども、いわゆる道の駅構想、町長のほうがやりたいという気持ちは非常に私も同感。今、那珂湊のおさかな市場の入り込み数、約100万人です。若干このコロナででこぼこがあったんで90何万人という時もありました。先日、大谷市長から数字をくださいといってもらったのが約100万人でした。そして例えば、これ感情論でも何でもありません。アウトレットモールの茨城にあるやつ見てみましたが、大体200万が年間、初年度は来ました、阿見は。私、向こうにいたんでちょっと興味があるんですが。それとあわせて大型店、ジョイフル本田がありますが、あそこが大体客数、年間1,000万人来ます。そういうのを商圈として分析します。その商圈の分析がどのぐらいの距離でやるか。相手、敵対という言葉は悪いですね、いわゆる競合する業種がどのぐらいあって、占有率がどのぐらいとれるかということをやります。こういうことを基本にやっていくと、道の駅構想というものが、果たしてこういうものを基にしてどのように考えられてたのかということのをちょっとお尋ねしたいんですが、そのあたりは課長でよろしいでしょうか、基本的な考え方、ちょっと時間なくなってくるんで、ちょっと足早にしますが、お答えいただければと思います。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 坂本議員の再度のご質問にお答えいたします。

いわゆるちょっと商圈分析というところがございますけれども、道の駅にしましては、一般的に10キロから20キロに一つを作るというところになってくるかと思えます。今後これは細かく分析しなければいけないと思うんですけれども、平日その中心的に考えていくと、やっぱり10キロ圏までかなというところ、休日のその入り込みを考えてくると、一般的には30キロ圏かなというふうに考えております。またこの辺につきましては、今後、詳細は分析しなければならないと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） わかりました。比較的短いというか狭いエリアかなというふうに思います。

私はその辺のところはよく、基本的な数字わかりませんから何とも言えないんで、まあそういうもんなんだろうなど。先日、笠間でオープンしました。笠間で200日目に50万人突破ということで、計算しました。多分最初の初年度200万人ということは、50万人になったのが200日ですよ。多分最初の3カ月の入り込みを考えますと、ほぼ1年がそのぐらいの人数なんじゃないかなと思います。大体コンビニの3店分ぐらいのお客さんなんです、1年間で。同じぐらいなんです。そのぐらいの客数しかというか、もというか、あると思うんですが、そういうような感じに受け止めていただければと。そういうような状況でちょっと調べさせていただきました。

ここでもう一つちょっと視点を変えますけれども、商工観光課で今、大洗町にある商店というか、かあちゃんの店周辺を含めたですね、この前回にも同じこと聞きましたけれども、この辺りの実数字は出ないでしょうが店舗の在り方、そして店舗の増え方、どのように今なっているかもお尋ねしたいと思えます。

○議長（飯田英樹君） 商工観光課長 長谷川満君。

○商工観光課長（長谷川満君） それでは、坂本議員のご質問にお答えしたいと思います。

漁港区周辺の飲食店等々、かあちゃんの店周辺の状況ということでございますけれども、まずその前にですね大洗町の最近の観光の入り込み客数といったところをご紹介させていただきますと、ここ2年間につきましては新型コロナウイルスの影響でですね、令和2年が271万5,000人、昨年令和3年ですね、こちらは公式的な発表はまだされてないところですけども、令和2年度とほぼ同様、若干の増ぐらいの程度の数字というような見込みとなっております、コロナ禍以前ですね年間440万、450万といったところで推移していた当時と比べますと6割程度の入り込み客数ということになっております。

そういったなかですけれども、国のまん延防止等重点措置が今年3月21日に解除になりましたけれども、それと前後するような形でですね、3月のお彼岸の頃から本町を訪れる観光客の方が増加しているというような状況でございます、主な観光施設のこの4月・5月の状況につきましては、昨年令和3年比で、施設ごとによりましては、おおよそ110%から170%、あるいは180%ぐらいの伸びを示しているというような状況でございます、コロナ禍の前ですね令和元年と比較しても、

全体で約84%ほどまで回復してきているというような状況でございます。

そういったなかです、それぞれ飲食店関係の経営の状況等につきましては、議員もおっしゃるとおり具体的な数値というのはなかなか把握することは難しいところですが、ご案内のとおりですね休日などは非常に混雑しているような状況で、このゴールデンウィークの時期には、やはりオーバーツーリズム、キャパオーバーとなっている現状もあると認識しているところでございます。

また、その漁港区周辺のところにつきましてもですね、最近新たにオープンした飲食店もございますけれども、これは観光地大洗全体の課題といたしまして、利用者数に対しまして飲食店が十分に足りている状況ではないというふうに思っております、まだまだそういったマーケットとしてものびしろがある部分なのかなというふうに思っております。

また、そういった繁忙期以外の時期といったところですね、こちらのほうに平準化といったところが図られればですね、混雑も緩和されますし、また、稼働率も上がってくるのだらうというふうに思っているところです。

また、その漁港区周辺の店舗の現状ということでございますけれども、主にですね、その漁港区周辺につきましては、観光客の方が訪れる飲食店なのかなというふうに思っておりますけれども、そちら、漁港区エリアにつきましては、ご案内のとおり漁協直営のかあちゃんの店をはじめとした飲食店などで12店舗ほどがああ周辺で営業しているという状況でございます、内容といたしましては、やはり海鮮のものを扱う店が非常に多くありまして、たくさんの観光客が来ていただいているというような状況でございます。

また、非常にですね混雑して行列することが多くですね、県外からも非常にたくさんのお客様がご利用になっているというような状況でございます。以上でございます。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ありがとうございます。こういった数字っていうのは、皆さん、行政のなかでは非常に不慣れというよりは、あまり仕事の目的ではありませんので、いくら商工観光課といえども、やはりなかなか難しいところはあるだろうと。やはり感覚的に進めなければならない。皆さんの仕事というのは、いかに条例に適しているか、法律に合ってるか、そして予算をどのように執行するかということなんだろうと思いますけども、そういうなかにおいてはやはり非常に何となくでしょうか、あまり得意な分野ではない、課ではないですよ、皆さん自体がですね、そういうような仕事なんだろうというふうに思います。それにちょっと細かく私も話をさせていただきました。

これは見てすぐおわかりになりますように、いろいろ店ができております。私、道の駅構想を聞いた時に、道の駅をどこにするかというよりも、果たしてその必要性が消費として出てくるのか、そしてその場所は果たしてどこがいいのかという時に、一応答申はあったと聞いておりますけども、私はあの漁具倉庫というものがありますけども、あの漁具倉庫辺りが100%使われてない。ああいった所を面白いように、その海の雰囲気醸し出すというのも一つの案かなと。それは私の意見でし

かありません。しかし、いろんな形での意見を取り入れられる、そして基礎数字もちゃんとしっかりとするというのは大切なんだろうというふうに思っております。それが無いがゆえに、私たちは委員会ですら反対のほうに回ってしまいました。やはりしっかりとした考え方を持たれて、しっかりとしたその成功するであろう数値があれば、私たちは多分そこにはオッケーするんじゃないかというふうに思いますけども、そのあたりも含めて町長、先ほどの、ちょっとすいません、質問ちょっと時間がないので恐縮でありますけども、先ほどのフィリピンの友好締結の話等含めて、そして今回の道の駅のそういったマーケティングをきちっとして、さらに安心・安全な、そしてまた、反対者が出ないような、実はあそこで見えている方は非常に商売のうまい方で、道の駅は俺は反対だよってはっきり言っておりましたけども、どのような選択肢があるかっていうのも含めてね、町長にはお尋ねをしたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 坂本議員からは、まさに実践に勝る理論はなし、自らのご経験に基づいた様々な実りあるご提言をいただきました。私どももしっかり受け止めて、より素晴らしい形でいろんな成果が得られるよう、提言を踏まえた上での活動の推進につなげていきたいというふうに思っております。

先ほど課長から答弁をさせていただきましたが、まずこの友好都市につきましては、私どもの狙いというのは、当然その経済交流であるとか、人事交流であるとか、文化交流であるとか、投資であるとか、雇用の促進であるとか、いろんなことにつなげることが友好都市の最終目標でありますけども、まず友好都市の締結ありきではなくて、まずその教育、坂本議員からいろいろご提言いただきました英語教育の充実を図るためにはどうしたらいいかっていうことが一つの起点となりました。これまで皆さん方にお話をさせていただきましたが、姉妹都市を結ぶことによって、その国からALTを入れれば、同額の交付税措置がされると。今、大洗に2,000万ぐらいのALTの予算措置をしておりますが、同額の予算措置が交付税でされるならば、当然、今4人いるALTを8人に増やすことができるということが最初の起点でありました。そこでいろいろと考えておりましたのは、今のALT、決して悪いわけでもなく、一生懸命頑張ってください、地域との交流も図っていただき、子どもたちにも非常に好評でありますし、また、いろいろな機会を与えてくれますけども、それぞれの国で教員免許を持たれている方々ではありません。ですから、教え方が悪いとかいいとかって言うよりは、まず先生としての基礎的なところが確立をされてない、そういう不安もあるわけでありまして、そういうことも前提におきながらいろいろと模索をしておりましたらフィリピンというお話、これは先ほど境町の話も出ましたけども、境町でフィリピンとやって非常に実効性を上げているということがありましたので、私どもはフィリピンと経済交流並びにそういうものも最終目標としながら、教育のための、英語教育のためのフィリピンと模索する姉妹都市を模索しておりました。ラプラプ市が当時浮かんできましたのは、当初はマニラ周辺ということもありましたけども、やはり大洗町、観光地でありますので、最終的に今私が申し上げましたように、発展的ないろいろなこの活動というか交流ができることを前提にいくならば、当然観光地であるところのほう

が、やっぱり子どもも非常にいろんな意味で実効性が上がるわけでありまして、利点も多いわけでありまして、観光地でありますセブ島の隣のラプラプ市というところに落ち着いたところでありまして。今後いろいろ考えられるのは、先ほど申し上げましたようなALTの増員、それから学校間、これは坂本議員からもご提言いただいております学校間の交流を図ることで英語を身近なものに考えていただく、ですから休み時間とかある一定の時間でいろいろと、スカイプなり何なりで繋ぐことによって、本当に予算措置を伴わずに子どもたち同士が交流を図れる。特にアジアですから、欧米の方々と違って、子どもたちも非常に親近感を持って、同じ目線でいろいろな交流、そして会話ができるということでありまして、そんなものも推進をしていく。それから、三つ目としては、これは週1回ずつ、例えばフィリピン、これもいろいろなところからのお話で、まだ具体的な方向性は見えておりませんが、私は可能ならば1週間に1時間ずつ、30分～40分、マンツーマンで子どもたちがフィリピンのいわゆる先生とお話をする。これ30分、一対一で話するっていうのは大変なことでありまして、このことをクリアしたならば、おそらく大洗の子どもたちは、坂本議員が言われるようなそういう特色ある教育のなかで育ったそういう子どもたち、そういう人材の育成をすることが、私自身可能だと思っておりますので、是非そういう推進を図っていきたく思っております。

今こういういい議論をさせていただいておりますけれども、一つは反省に立っております。本来ならば、この英語の推進というのは10年前、20年前にすべきことでありまして、また、必要十分条件であった時代はもう過ぎ去りました。必要であるけれども十分かどうかわかりません。というのは、英語だけ話せても、これがこれまでだったら素晴らしいと言われてきたけど、今後は当たり前のことになるという、そういう前提のもとに子どもたちにお話をしていく。それから、英語がなかなか会話が進まなかったっていうのは、これは2点ありまして、よく言われているのが、一つは英語の必要性がなかったということ、それからもう一つは、みんなが、すなわち文科省のお話を出されまして、みんなが通訳や、みんながすなわち翻訳家になるような、そういう教育でスタートしているということが、私はいろいろ問題があるのかなど。ブロークンを否定するようなそういう今の教育でありますけれども、むしろ人によっては、ただ単に通ずればいいという方もいらっしゃるし、また、今申し上げたように掘り下げてやりたいという方もいらっしゃるし、それはそれでそういう前提に立ちながら、いろいろな需要をつかみながら、しっかりと教育の場で推進を図り、大洗ならではの教育、あまり特色的すぎて、大洗では通ずるけども大洗の常識、世間の非常識とならないような、そういうグローバルな形での特色ある教育を推進することによって、すなわち移住・定住の促進、さらには子育て環境の充実による様々な方々の満足度を図って、幸せ無限大をつかみ取っていきたく思っております。

そしてちょっと早足でありますけれども、道の駅構想でありますけれども、これは子どもも反省に立って、議員の皆さん方からいろいろご指摘をいただいて、今後いろんな形で、道の駅がいいのかどうかも含めてゼロベースからいろいろ検証を深めていきたく思っています。そして、坂本議員からご提言がありますように、当然このマーケティングというのをやらなければなりません。ただ、子ども

がそれは事業主体となる時はマーケティングをやるという必要性はありますけども、企業の皆さん方が出る場合には、当然企業の皆さん方それぞれマーケティングやられていると思います。ただし、これは昔から言われていることですが、私も口幅ったい物言いになるかもわかりませんが、やっぱり最終的にいろいろ理論構成を重ねるよりも、「KKD（勘・経験・度胸）」これも最終的には決断をする上での非常に重要な要素といわれておりますので、冒頭、議員が言われるように、もう経験値に勝るものはないと。10代で読んだ太宰も、20代で読んでも30代で読んでも、もういろいろ感性違いますと同じように、経験を積むことでいろんなことが見えてきますから、それはやはり事業者の皆さん方に任せて、ただし、行政はやはり皆さんからお預かりした公金を使っていろんなことを展開するというようになってくると、非常に重い責任が課されますので、そこはやっぱりマーケティングなり何なり客観性を持ったデータをお示しすることでいろいろなことを進めていきたいというふうに思っています。

今言われましたように、この大洗町で何が不足しているのか、そして、何をしていくべきなのか、そして今、ひたちなかのお話もいただきましたけども、ひたちなか市との連携というのは当然県も推奨しておりますので、そういう連携をしていきながら、さらなる大洗町の躍進につながるような施設づくり、そして様々な誘致活動をすることによって、さらに活力あふれる大洗、魅力あふれる大洗、そして住んでも、そしてここに遊びに来ても、そしていろんな意味で訪れる人たちが感動を得ることによって大洗を好きになれるような施策を展開してまいりたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 11番 坂本純治君。

○11番（坂本純治君） ぴったりでございました。終わります。

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了いたします。

◎発言取消の件

○議長（飯田英樹君） 今期定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

議員各位並びに執行部のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

今村議員より、昨日6月13日における私に関する発言のなかで、過去に議員として就任されていた方の氏名の発言がありましたが、取り消したい旨の申し出がありましたので、会議規則第65条により許可いたしました。

またあわせて、今村議員の発言を起因とした各議員からの発言中においても、同様に取消すことといたします。

◎閉会の宣告

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、令和4年第2回大洗町議会定例会を閉会といたします。

各位大変ご苦労様でした。

閉会 午後0時56分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 飯 田 英 樹

副 議 長 柴 田 佑 美 子

署 名 議 員 小 沼 正 男

署 名 議 員 今 村 和 章